

暮らしの便利帳

2022年4月



妊娠・出産



子育て・教育



介護・福祉



引っ越し・住まい



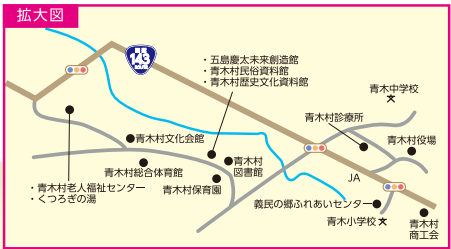
健康・医療



ごみ・環境



青木村役場



日頃から、村行政に対しご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。
この「信州青木村暮らしの便利帳」は、村民の皆様に、生活をより過ごしやすいものとしていただくことを目的に作成しました。

＊この冊子の情報は令和4年4月1日時点のものでございますのでご承知ください。

もくじ/インデックス

手続きと暮らしのルール

●青木村役場業務内容について	2
●手続きガイド	4
●各種証明書	5
●マイナンバーカードについて	7
●税金について	8
●国民健康保険	12
●国民年金	14

家族のこと

●介護保険について	15
●後期高齢者医療	17
●健診(検診)について	18
●健康各種相談・予防接種について	19
●母子保健について	20
●福祉(児童・ひとり親・障害者・医療)	21
●青木村保育園について	23
●青木村教育委員会について	26
●村内公共施設情報	27
●就学に関する助成について	31

暮らしのこと

●ごみについて	32
●上下水道・合併浄化槽・し尿	34
●犬猫の飼育について	35
●道路・水路・農林業・商工業	36
●景観に関すること	38

災害・医療

●災害の対策について	39
●救急医療	42

交通・情報

●青木村営バス「ふるさと号」について	43
●情報電話に関すること	46

村の補助制度

その他行政のこと

●議会・選挙・情報公開・男女共同参画・広報	51
●社会福祉法人青木村社会福祉協議会について	52
●青木村のイメージキャラクター「アオキノコちゃん」の使用について	54
●電話番号一覧表	54

地域マップ

手続きと暮らし
のルール

家族のこと

暮らしのこと

災害・医療

交通・情報

村の補助制度

行政のこと
その他

地域マップ

青木村役場 業務内容について

総務企画課

- 議会に関すること
- 行政の事業推進に関すること
- 企画財政に関すること
- 選挙に関すること
- 消防及び防災、災害救助に関すること
- 統計調査に関すること
- 消費者行政に関すること
- 交通安全及び防犯に関すること
- 東北信市町村交通災害共済に関すること
- 村営バスに関すること
- 広報に関すること
- 情報通信に関すること
- 青木の森別荘地に関すること
- ふるさと納税に関すること

税務会計課

- 村民税の賦課に関すること
- 固定資産税の賦課に関すること
- 国民健康保険税の賦課に関すること
- 軽自動車税の賦課に関すること
- その他諸税の賦課に関すること
- 税の徴収に関すること
- 税務関係の証明に関すること
- 金銭及び金券の出納に関すること

建設農林課

- 土地改良事業等に関すること
- 災害復旧に関すること
- 治山治水に関すること
- 林業の振興及び総合計画に関すること
- 鳥獣保護及び狩猟に関すること
- 国土調査に関すること
- 法定外公共物等の申請に関すること
- 道路・橋梁及び河川の管理に関すること
- 土木工事の企画、設計、監理等に関すること
- 農業委員会に関すること
- 農業振興に関すること
- 畜産に関すること
- 上下水道に関すること
- 土地開発公社に関すること

住民福祉課

- 戸籍、住民基本台帳に関すること
- マイナンバーカードに関すること
- 各種証明に関すること
- 埋火葬許可に関すること
- 国民健康保険の資格及び給付に関すること
- 後期高齢者医療に関すること
- 健康づくりに関すること
- 地域包括支援センターに関すること
- 介護保険に関すること
- 福祉に関すること
- 環境に関すること
- 少子化対策に関すること
- 男女共同参画に関すること

青木村役場 ☎49-0111(代) Fax49-3670

お問い合わせ



総務企画課・税務会計課

建設農林課

住民福祉課

地域包括支援センター

情 49-0111

情 49-3131

情 49-3132

情 49-1110

商工観光移住課

- 商工観光業の振興に関する事
- 移住施策に関する事
- 村営住宅に関する事
- 景観に関する事
- 建築工事届に関する事
- 住宅・耐震改修促進事業に関する事
- 空き家バンクに関する事
- リフォーム補助金に関する事
- 定住促進応援補助金に関する事
- 企業誘致に関する事

教育委員会

- 公立学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事
- 教育財産の管理に関する事
- 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事
- 学齢児童及び生徒の就学や幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事
- 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事
- 教科書その他の教材の取り扱いに関する事
- 校舎とその他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事
- 学校給食に関する事
- 社会教育に関する事
- スポーツに関する事
- その他の教育に関する事

青木村役場 ☎49-0111(代) Fax49-3670

お問い合わせ



商工観光移住課
青木村教育委員会
(文化会館内)

情 49-3131

☎49-2224(代) Fax49-3890

情 49-2224

手続きガイド

戸籍・住民登録に関する主な届出

項 目	届出期間等	持参いただくもの	備 考
出 生 届 しゅっしょう	生まれた日を含めて 14日以内	(1) 出生証明書（医師か助産師が記入したもの） (2) 母子健康手帳 (3) 届出人の印鑑（朱肉を使用する印鑑） ただし届書への押印は任意 （国民健康保険（該当者のみ）、児童手当、福祉医療（乳幼児医療）の手続きも必要です）	子の名に使用できる文字は ・ 常用漢字・人名用漢字 ・ 平仮名・片仮名
婚 姻 届	届出により法律上の 効力発生	(1) 本籍が青木村にない方は戸籍謄本 （本籍が青木村の場合は不要） (2) 夫と妻の印鑑（朱肉を使用する印鑑） ただし届書への押印は任意 (3) ※届出人の本人確認のできる書類	成年の証人2人の署名または押 印（任意）が必要です。 住所が変更になる方は住所異 動の届出も必要です。
離 婚 届 （協議離婚）	届出により法律上の 効力発生	(1) 夫婦の戸籍謄本（本籍が青木村の場合は不要） (2) 夫と妻の印鑑（朱肉を使用する印鑑） ただし届書への押印は任意 (3) ※届出人の本人確認のできる書類	上に同じ。 裁判離婚の場合はお問い合わせ してください。
死 亡 届	死亡を確認した日か ら7日以内	(1) 死亡診断書（医師の記入したもの） (2) 届出人の印鑑（朱肉を使用する印鑑） ただし届書への押印は任意	火葬までの手続きはお問い合 わせください。
転 入 届	村外から住所を移し た日から14日以内	(1) 転出証明書（前住所の市区町村発行） (2) マイナンバーカード（持っている方） (3) ※届出人の本人確認のできる書類 (4) 外国人住民の方は在留カード （特別永住者証明書）	海外からの転入の場合はお問 い合わせください。
転 出 届	村外へ住所を移す日 の14日前から	(1) マイナンバーカード（持っている方） (2) 国民健康保険被保険者証（該当者のみ） (3) 後期高齢者医療被保険者証（該当者のみ） (4) ※届出人の本人確認のできる書類 (5) 外国人住民の方は在留カード （特別永住者の方は特別永住者証明書）	交付された転出証明書を持っ て転出先の市区町村へ届出て ください。
転 居 届	村内で住所を変更し た日から14日以内	(1) マイナンバーカード (2) 国民健康保険被保険者証（該当者のみ） （転居前・後の両方の世帯のもの） (3) 後期高齢者医療被保険者証（該当者のみ） (4) ※届出人の本人確認のできる書類 (5) 外国人住民の方は在留カード （特別永住者の方は特別永住者証明書）	
印 鑑 登 録	必要な時	(1) ※届出人の本人確認のできる書類 (2) 登録する印鑑（朱肉を使用する印鑑） (3) 手数料300円（再交付300円）	詳細についてはお問い合わせ ください。

※届出人の本人確認のできる書類＝運転免許証、マイナンバーカード等官公署発行の顔写真付証明書1点
または健康保険証、年金手帳、通帳等2点

お問い合わせ



戸籍・住民登録に関する主な届出については…

住民福祉課 住民係

☎49-0111(代)

情 49-3132

各種証明書

住民票関係

本人または同一世帯員以外の方が、本人に頼まれて窓口に見えるときは、委任状が必要です。

●手数料

世帯全員	1通 300円
個人	1通 300円
記載事項証明書	1通 300円

戸籍関係

戸籍謄(抄)本等の交付を請求できる方は、戸籍に記載されている本人(除籍になっている場合も含みます)、配偶者及び、子・孫・父母・祖父母などの直系の方です。ただし、申請者本人との続柄が青木村で確認できない場合は、それを確認できる戸籍謄本等が必要となります。

また、本人、配偶者または直系の親族以外の方が、本人に依頼されて窓口に見えるときは、委任状が必要です。(配偶者の父母または祖父母は直系の親族ではありません。)

※戸籍謄(抄)本等は本籍地のみで交付されます。(青木村に本籍がない場合は交付できません。)

●手数料

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	1通 450円
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	1通 450円
改製原戸籍(謄本・抄本)	1通 750円
除籍(謄本・抄本)	1通 750円
戸籍の附票の写し	1通 300円

印鑑登録証明書関係

印鑑登録証の交付については本人のみ登録申請できます。

印鑑登録証明書の交付には印鑑登録証が必要です。

印鑑登録証を持参されないと、証明書の交付はできませんので、必ず持参してください。

●手数料

印鑑登録証の交付	1件 300円
印鑑登録証明書	1通 300円

※全ての申請書について、申請の際には窓口に見える方の本人確認をさせていただきますので運転免許証、パスポート、在留カード、健康保険証等の証明書をお持ちください。

お問い合わせ



戸籍・住民票の写し等については…

住民福祉課 住民係

☎49-0111(代)

情 49-3132

税に関する証明

証明の種類	手数料	持参いただくもの
資産証明書 公課証明書 評価証明書 営業証明書	1通につき 300円	(1)窓口に来られた方の本人確認のできる書類(例えば、マイナンバーカード、運転免許証などの公的機関が発行した写真付きのものは1点、その他保険証や年金手帳などは2点) (2)代理人の場合は委任状 ※税金の納付の確認に10日ほどかかる場合がありますので、納付して間もない納税証明書申請のときは領収書(口座振替の場合は記帳した通帳)をご持参ください。
所得証明書 住民税課税証明書		
住宅用家屋証明書	1,200円	
納税証明書	1年度につき 300円	
軽自動車税完納証明書	無料	軽自動車税を納期内に納めた方には後日証明書が郵送されます。(口座振替により納付された方のみ)。車検の際に必要となりますので、保管をお願いします。

外国人住民の住居地等の届出と在留に関する手続き

★平成24年7月9日から外国人登録制度が廃止されたことにより、外国人登録証明書の代わりに在留カード・特別永住者証明書が発行されます。また、住民基本台帳法が改正され、外国人住民の方(中長期在留者、特別永住者等要件を満たす方)にも住民票が作成されます。

●住居地の(変更)届出[役場での手続き]

申請の種類	申請の期間	申請に必要なもの	申請する人
新たに来日したとき	住所地を定めてから14日以内	出入国港において発行された在留カード(在留カード後日交付の場合はパスポート)	本人または同世帯の親族等
住所を変更した時(転入・転居)	変更後の住所地に移転した日から14日以内	在留カード(特別永住者の方は特別永住者証明書)	

青木村外に転出するときも、事前(住所を移す日の14日前)に役場に届出をしてください。

●特別永住者証明書等の申請、届出[特別永住者の方:役場での手続き]

申請の種類	申請の期間	申請に必要なもの
特別永住者証明書の有効期間更新申請	有効期間満了日の2か月前から満了日までの間(16未満の方は16歳の誕生日の6か月前から)	パスポート、写真1枚、特別永住者証明書
紛失・盗難・滅失その他の事由による再交付申請	事実を知った日から14日以内(紛失・盗難の場合)	パスポート、写真1枚(16歳未満は不要)、特別永住者証明書(紛失、盗難の場合は警察署で発行される遺失届受理証明書、盗難届受理証明書)
住居地以外(氏名、生年月日、性別、国籍・地域)の変更届出	変更が生じた日から14日以内	パスポート、写真1枚(16歳未満は不要)、特別永住者証明書、変更が生じたことを証する資料

●在留カード等の申請、届出 [特別永住者以外の方:地方入国管理局での手続き]

原則、在留カード等に関する申請、届出は特別永住者の方の手続きと同様です。これらの手続きおよび在留期間更新、在留資格変更等の申請はすべて地方入国管理局が窓口となります。

東京出入国在留管理局長野出張所 ☎026-232-3317

お問い合わせ

税に関する証明は…



税務会計課

☎49-0111(代)

情49-0111

外国人住民の居住地等の届出と在留に関する手続きは…

住民福祉課 住民係

☎49-0111(代)

情49-3132

マイナンバーカードについて

●申請

郵送申請やオンラインでの申請のほか、窓口でマイナンバーカードの申請ができます。窓口で無料の写真撮影ができるため、写真を持参する必要はありません。

お持ちいただくもの

○本人確認書類(以下の表のAから1点 またはBから2点)

A	運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る)、旅券、在留カード、身体障害者手帳、療育手帳 等
B	健康保険証、介護保険証、医療費受給者証、年金証書、通帳、学生証 等

●交付

マイナンバーカードを申請した方には、村から個人番号カード交付通知書(はがき)を住所地に送付します。交付通知書が届いたら、役場へ受け取りにお越しください。

申請から交付通知書を発送するまで、1か月～2か月かかります。

申請者	要件・必要なもの
本人	・交付通知書(はがき) ・通知カード(お持ちの方のみ) ・本人確認書類(上記Aから1点 またはBから2点) ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
15歳未満の方または成年被後見人の場合	必ず法定代理人あるいは成年後見人が同行し、法定代理人等来庁する <u>両名の本人確認書類</u> をお持ちください。 ・ご本人あての交付通知書(はがき) ・ご本人の通知カード(お持ちの方のみ) ・ご本人の本人確認書類(上記Aから1点 または2点) ・ご本人の住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
病気、身体の障害、未就学児等やむを得ない理由により来庁できない方	<u>申請者本人と代理人の顔写真付き本人確認書類がそれぞれ1点以上必ず必要</u> となります。 ・ご本人あての交付通知書(はがき) ・ご本人の通知カード(お持ちの方のみ) ・ご本人の本人確認書類(上記Aのうち2点、またはAのうち1点とBのうち1点) ・代理人の本人確認書類(上記Aのうち2点、またはAのうち1点とBのうち1点) ・ご本人の住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

●紛失、再発行

マイナンバーカードを紛失してしまった場合、至急、下記のマイナンバー総合フリーダイヤルに連絡をしてマイナンバーカードの一時停止の手続きをしてください。

0120-95-0178 (24時間365日受付)

マイナンバーカードを再取得する場合、再交付申請が必要です。

- 事前に警察署か交番に遺失届(盗難届)を提出してください。(自宅以外で紛失された場合)
- 役場住民福祉課 受付窓口にて申請手続きをしてください。

お持ちいただくもの

本人確認書類(上記のAから1点 またはBから2点)

再交付手数料 1,000円

手続きと暮らしのルール

各種証明書／マイナンバーカードについて

●税に関する証明
●外国人住民の住所地等の届出と在留に関する手続き

お問い合わせ

役場での手続きは…



住民福祉課 住民係

☎49-0111(代)

☎49-3132

税金について

税金の種類

村税は、次の6種類があります。

① 村 民 税	個人村民税→個人の所得等に課税
	法人村民税→法人の所得等に課税
② 固 定 資 産 税	土地・家屋・償却資産の所有者に課税
③ 軽 自 動 車 税(種別割)	軽自動車・原動機付自転車などの所有者または使用者に課税
④ 国民健康保険税	国民健康保険加入者の所得等に課税
⑤ 村 た ば こ 税	たばこの消費者に課税 (喫煙者がたばこ販売業者を通じて納める税金です)
⑥ 入 湯 税	温泉の入湯客に課税 (鉱泉浴場の入湯客が浴場経営者を通じて納める税金です)

① 村民税

● 個人村民税は

納税義務者・・・1月1日現在、青木村に住所があり、前年に所得のあった方。村内に住所がない方で、事務所、事業所、家屋敷をお持ちの方(均等割を負担していただきます。)

村県民税の申告

※税額は、前年分の所得及び所得控除等をもとに算出されますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。ただし、勤務先で年末調整をされた方で、前年中に他に所得のない方及び所得税の確定申告をする方は申告の必要はありません。

税の申告と納税をお忘れなく

申告もれや税の滞納があると、税に関する証明が受けられなかったり、督促手数料や延滞金が増加される場合があります。

所得税の確定申告は	(1) 所得税を納める必要のある方 (2) 所得税の還付を受けたい方 *いずれも申告先は税務署です	上田税務署 ☎22-1234
-----------	---	----------------

● 法人村民税は

納税義務者・・・村内に事務所、事業所を有する法人など。

区 分		税 率
法 人 税 割	全法人(収益の状況に応じて)	6.0%
均 等 割	資本金等の金額や従業員数により区分	標準税率

お問い合わせ



個人村民税・法人村民税については…

税務会計課 税務係

☎49-0111(代)

情 49-0111

② 固定資産税

項 目	内 容
固定資産税を納める方は	[固定資産税] 1月1日現在、青木村に土地・家屋・償却資産を所有している方
償却資産の申告は	事業用の機械・器具・備品及び構築物等の償却資産を所有している個人・法人の方 申告:毎年1月31日まで
審査の申し出は	固定資産課税台帳の価格に異議のある方は納税通知を受け取った日の翌日から3ヶ月以内に固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。
こんなときは必ず届出を	* 家屋を新增築または取壊したとき * 土地の利用状況を変えたとき * 災害にあったとき * 所有者が死亡し、年内に相続登記が済まないとき * 納税管理人を定めたいときまたは変更したいとき

手続きと暮らしのルール

● 閲覧は

閲覧内容	持参いただくもの	閲覧手数料
公図等(写し) 土地台帳		公図等は1枚につき300円+コピー代 土地台帳は1冊につき300円
土地・家屋の名寄帳	(1) 窓口に来られた方の本人確認のできる書類 (運転免許証・健康保険証等) (2) 代理人の場合は委任状	1件につき300円+コピー代

税金について

● ① 村民税
● ② 固定資産税

お問い合わせ



固定資産税については…

税務会計課 税務係

☎49-0111(代)

情 49-0111

③ 軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割) - 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

項 目	内 容
軽自動車税を納める方は	4月1日現在、軽自動車等を所有又は使用している方です。
廃車又は譲渡した	廃車や譲渡の届出をしてください。届出をされないと、登録名義人にいつまでも軽自動車税が課税されます。
軽自動車の減免は	身体障害者手帳等をお持ちで、軽自動車を所有(使用)されている方は、軽自動車税が減免される場合がありますので、税務係までお問い合わせください。

「自動車税(種別割)」は、東信県税事務所上田事務所 ☎25-7117 へお問い合わせください。

● 登録、廃車等の届出(車種により届出先が異なります)

車 種	手続きに必要なもの	届出先
・ 原動機付自転車(125cc以下) ・ 青木村ナンバーの小型特殊自動車	◆ 登録の場合 販売証明書、又は譲渡証明書など ◆ 廃車の場合 標識、標識交付証明書	青木村役場 ☎49-0111
・ 125ccを超え250ccまでの二輪車 ・ 250ccを超える二輪車	右記まで直接お問い合わせください。	長野運輸支局 ☎050-5540-2042
・ 軽自動車		軽自動車検査協会 ☎050-3816-1854

● 年度の途中で登録・廃車の届出をしたときは

軽自動車税(種別割)には月割課税制度がありません。年度の途中で廃車の手続きをされても月割の還付はなく、その年度の軽自動車税(種別割)は全額納めていただくことになります。

4月2日以降に取得し、登録したものについては、その年度の軽自動車税(種別割)は課税されません。

④ 国民健康保険税

項 目	内 容
国民健康保険税を納める方は	世帯主です。国保に加入していない世帯主でも、世帯内に国保加入者がいる世帯主は納税義務者となります(この方を、擬制世帯主といいます)。
税額の算出方法は	医療保険分、後期支援金分、介護分(加入者のうち40歳以上65歳未満の方が負担)の合計額となります。
納期	5月(1期)から翌年3月(10期)までの10回です。 ただし、5月以降年度の途中で加入された方は、届出のあった月の翌月からとなります。特別徴収の方は偶数月に年金から天引きとなります。

お問い合わせ



軽自動車税・国民健康保険税については…

税務会計課 税務係

☎49-0111(代)

情 49-0111

村民税・使用料等の納付について

●窓口での納付

各納期までに、納付書をお持ちになり下記の金融機関の本店(所)・各支店(所)または役場会計室まで納めてください。

金融機関	信州うえだ農協、八十二銀行、上田信用金庫、長野銀行、長野県信用組合、ゆうちょ銀行
村の窓口	青木村役場会計室

●口座振替による納付 村税等の納付は便利・安全・確実な口座振替をお勧めします。

金融機関	信州うえだ農協、八十二銀行、上田信用金庫、三井住友銀行、長野銀行、長野県信用組合、ゆうちょ銀行
申込方法	口座振替の手続きは、通帳(口座番号など分かるもの)と通帳届出印をお持ちいただき金融機関・郵便局・役場窓口でお申し込みください。

●税・使用料の納期について

納期月 (納期限が土日にあたる ときはその翌日)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	お問い合わせ
固定資産税		1期		2期		3期		4期					税務会計課 TEL49-0111(代) 49-0111(情)
村民税 (普通徴収)			1期		2期		3期		4期				
軽自動車税(種別割)		全期											
国民健康保険税 (普通徴収)		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期		10期	
上下水道料	3月期	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	建設農林課 TEL49-0111(代) 50-5005(情)
後期高齢者医療保険料					1期		2期		3期		4期		住民福祉課 TEL49-0111(代) 49-3132(情)
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期		6期		地域包括支援センター TEL49-0111(代) 49-1110(情)
通信サービス利用料		5月期		7月期		9月期		11月期		1月期		3月期	高速情報通信センター TEL・情 49-2106
放送サービス利用料												3月期	

《上下水道料の納付について》

偶数月に納付する地区・・・入田沢・中村・中挾・下奈良本・沓掛・夫神・青木・村営住宅

奇数月に納付する地区・・・当郷・村松・入奈良本・細谷・殿戸

※納税が困難は地方税(村民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国保税)における徴収の猶予または減免を受けられる場合があります。詳しくは税務係へお問い合わせください。

お問い合わせ



村民税・使用料等の納付については…

税務会計課 税務係

☎49-0111(代)

☎49-0111

手続きと暮らしてのルール

税金について

●村民税・使用料等の納付について
●③軽自動車税
●④国民健康保険税

国民健康保険

職場の健康保険に加入している方と、その扶養者として認定を受けている方、後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外は、原則としてお住まいの市区町村で運営する国民健康保険に加入します。

国民健康保険の届出

国民健康保険被保険者証（保険証）は、お住まいの市区町村で発行しますので、次のようなときは、世帯主または本人が役場へ届出をしてください。

こんなとき		手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき ※転入の届出の際にあわせて手続きしてください。	
	退職等により職場の健康保険を脱退したとき （職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき）	・ 社会保険資格喪失証明書 （雇用保険受給資格者証をお持ちの方は持参してください。）
	国保に加入している方に子供が生まれたとき ※出生の届出の際にあわせて手続きしてください。	
国保を脱退するとき	他の市区町村に転出するとき ※転出の届出の際にあわせて手続きしてください。	・ 国保の保険証
	就職等により職場の健康保険に加入したとき （職場の健康保険の被扶養者になったとき）	・ 国保の保険証 ・ 新たに加入した健康保険の保険証 （被扶養者がいる場合は被扶養者分も必要です。） 又は社会保険資格取得証明書
	国保の被保険者（加入者）が亡くなられたとき ※葬祭執行者の方に葬祭費が支給されますので手続きしてください。	・ 亡くなられた方の国保の保険証 ・ 葬祭費の振込先の口座番号などがわかるもの
そ の 他	村内で住所が変わったときや、世帯主が変わったとき ※転居などの届出の際にあわせて手続きしてください。	・ 国保の保険証 （該当される方全員の分）
	保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	・ 本人であることを証明するもの （※注1）
	交通事故にあったとき （詳しくはお問い合わせください）	・ 国保の保険証 ・ 事故証明書

注1 本人であることを証明する書類＝運転免許証等官公署発行の顔写真付証明書1点
または年金手帳等顔写真のないものは2点

※国保の加入・脱退の届出は、14日以内に行ってください。

お問い合わせ



国民健康保険については…

住民福祉課 保健衛生係 ☎49-0111(代)

情 49-3132

被保険者(加入者)が納める国民健康保険税は、助け合いの国民健康保険制度を支える大切な財源です。
納期限内の納税をお願いします。

○国民健康保険税の納付月については 11 ページをご覧ください。

●受けられるサービス(給付)

(1)病院などの窓口で保険証を提示することにより、医療費の一部を自己負担するのみで診察を受けることができます。

被保険者が出産したとき世帯主に出産育児一時金が支給されます。

(2)被保険者が亡くなったとき、葬祭執行者の方に葬祭費が支給されます。

(3)医療費が高額になったとき(1ヵ月の医療費が自己負担する限度額を超えたとき)は、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

(4)補装具を作った費用、はり・きゅう・マッサージを受けたときの費用などの一部が療養費として支給されます。(医師が認めた場合のみ)

●病院などを受診するときに必要な物

年 齢	必要なもの
①69歳までの方	保険証のみ
②70～74歳の方	保険証兼高齢受給者証
③75歳以上の方	後期高齢者医療になります。 詳しくは17ページをご覧ください。

●医療費の窓口負担軽減(限度額適用認定証について)

○医療費が高額になりそうな場合は、事前に役場で申請し、「国民健康保険限度額適用認定証」の交付を受けてください。病院などの窓口でこの「認定証」を提示することにより、医療費の窓口負担が自己負担限度額までとなります。ただし、被保険者の中で所得の申告をしていない方がいる場合や国保税に滞納がある場合は交付できないこともあります。

※住民税非課税世帯の方は「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

お問い合わせ



国民健康保険については…

住民福祉課 保健衛生係 ☎49-0111(代)

情 49-3132

国民年金

国民年金の届出

国民年金制度とは、全ての国民が共通の基礎年金を受けるもので、20歳以上60歳未満の国民全員に加入義務があります。

加入者は次のとおりです。

種 別	加入する人	保険料
第一号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者、学生、農林漁業、無職の人など	所得や年齢に関係なく一律です。
第二号被保険者	会社員（厚生年金）や公務員（共済組合）など	厚生年金や共済組合の掛け金の中から支払われます。
第三号被保険者	第二号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人	個別に負担する必要はありません。

●国民年金保険料の納付について

第一号被保険者は、毎月国民年金保険料を納入します。納付書は日本年金機構長野事務センターから郵送されます。また、保険料の前払いにより割り引きされる前納制度もありますのでご利用ください。

●保険料が納められないときは

第一号被保険者で納付が困難な場合、前年所得等が基準以下の方は、申請すれば納付が免除あるいは猶予される場合があります。

また、学生の方も前年の所得が基準以下の場合、申請すれば納付が免除される学生納付特例制度がありますのでご利用ください。

●将来受け取る年金を増やしたい場合は

- ①追 納 制 度 過去10年以内の免除や猶予された期間の保険料を納付する事により減額となった年金額の差を埋めることができます。
- ②付 加 保 険 料 付加年金保険料は月額400円で国民年金保険料と一緒に納付していただき、納付月数により年金額を増額させることができます。
- ③任意加入制度 65歳までに加入すると年金額を満額あるいは増額させることができます。
65歳までに年金受給資格期間を満たしていない方は70歳まで加入できます。

●こんなときは届出を忘れずに

こんなとき	手続きに必要なもの
20歳になったとき (厚生年金などに加入中の場合は必要ありません)	日本年金機構から送られた所得届、印鑑
60歳までに会社を退職したとき	年金手帳、退職日のわかるもの、印鑑
退職した人の配偶者(60歳まで)	年金手帳、退職日のわかるもの、印鑑

●年金の請求手続きについて

役場でできる場合と日本年金機構小諸年金事務所まで行っていただく場合があります。手続きに必要なものもその方によって異なるため、まずはお電話で、ねんきんダイヤルまたは小諸年金事務所へお問い合わせください。

年金
ダイヤル

年金のご相談は ☎0570-05-1165
【相談時間】月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:00～午後4:00

- 日本年金機構小諸年金事務所
小諸市田町2-3-5 ☎0267-22-1080
- 日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>

お問い合わせ

国民年金については…

住民福祉課 福祉係

☎49-0111(代)

情 49-3132



介護保険について

介護保険制度と保険料

介護保険制度は、支援や介護を必要としている方とその家族が安心して生活できるように自立の支援をし、社会全体で支える制度です。40歳以上の方に納めていただく保険料と、国・県・村からの公費により運営されています。

●第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は…

年金の収入や所得に応じて、介護保険料が決定します。

保険料が変更になる場合がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

保険料の納め方(65歳以上の方)

特別徴収 老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の方が対象で年金の定期支払い(年6回)の際に保険料があらかじめ差し引かれます。

普通徴収 特別徴収の要件を満たしていない方が対象で、納付書又は口座振替で納めます。特別徴収の要件を満たしていても、年度途中で65歳になった場合や他の市町村から転入してきた場合などでは特別徴収に切り替わるまでの間、一時的に納付書又は口座振替での納付になります。

○介護保険料の納付月については 11 ページをご覧ください。

●第2号被保険者(40～64歳)の方の保険料は…

加入している医療保険者の算定方法により決まります。

職場の健康保険などの加入者は、医療保険料に介護保険料を加えた額が給料などから差し引かれます。

国民健康保険の加入者は、医療分と介護分を合わせて国民健康保険税として納めます。

●介護保険の届出 このようなときは届出またはご相談ください。

このようなとき	必要なもの	備 考
65歳になったとき	特にありません	手続きは不要です。介護保険被保険者証をお送りします
村外から転入したとき	受給資格証明書 (転入前の市町村で介護認定を受けていた方)	転入前の市区町村で交付されます。
村外に転出するとき	介護保険被保険者証(返却)	介護認定を受けている方に、受給資格証明書を交付しますので、転出先の市区町村へ提出してください。
介護保険被保険者証を紛失したとき	本人(または家族)であることの確認ができるもの(医療保険被保険者証、運転免許証等)	再発行いたします。
死亡したとき	介護保険被保険者証(返却)	青木村役場の窓口で、介護保険被保険者証をお返しください。

●要介護状態区分

要介護状態区分	利用できるサービス
要介護1・2・3・4・5	介護保険の介護サービス(介護給付) 生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護保険の介護サービスが利用できます。
要支援1・2	介護保険の介護予防サービス(予防給付) 要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護保険の介護予防サービスが利用できます。
非該当	市区町村が行う介護予防事業(地域支援事業) 生活機能の低下により将来的に要支援などへ移行する危険性がある人です。介護保険のサービスは利用できません。

お問い合わせ **介護保険については…**



地域包括支援センター ☎49-0111(代)

情 49-1110

介護サービスを利用する時は

日常生活で介護が必要な状態になり、介護サービス等の利用を希望する場合は、要介護・要支援認定を受ける必要があります。申請は、役場（地域包括支援センター）で行うことができます。

●介護サービスの種類

自宅で利用できるサービス	出かけて利用するサービス
・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問入浴介護・訪問看護 ・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導	・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション（デイケア） ・短期入所生活介護・短期入所療養介護
その他のサービス	施設サービス
・福祉用具の貸与・福祉用具の購入費の支給 ・住宅改修費の支給・特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設/介護療養型老人保健施設 ・介護療養型医療施設

●介護サービスを利用するときの負担

介護サービスを利用するときは、原則として費用の1割を利用者が負担します。負担が高額になったときには、「高額介護サービス費」、「高額医療合算介護サービス費」が支給され、負担したうちの一定額が払い戻しになります。また、低所得者に対する負担軽減制度もありますので、詳しくはお問い合わせください。

※上記サービスのほか、要支援の認定を受けた方を対象にした「介護予防サービス」もあります。利用者負担は介護サービスと異なります。

H27.8.1より、所得が一定以上である被保険者の方は利用者負担が2割または3割となります。

介護保険以外のサービス

●生活支援サービス

高齢になっても自宅で自立した生活を送り続けていただくために、次のサービスを提供します。

- ・緊急通報装置設置事業
- ・外出支援サービス
- ・配食サービス
- ・生活管理指導短期宿泊事業
- ・訪問指導事業
- ・訪問理美容サービス事業

●介護者支援サービス

介護にかかる費用の負担軽減や介護者のリフレッシュ、介護者同士のつながりを目的とした次の事業を行っています。

- ・家庭介護者慰労金支給事業
- ・介護者のつどい
- ・紙おむつ等購入費助成事業

●介護予防教室

- ・筋力アップほきぼき教室
- ・脳力アップ教室
- ・脳と体のストレッチ教室
- ・地区介護予防教室
- ・お口の健康相談
- ・歯つらつ講演会

●地域健康教育

- ・健康出前講座
- ・ずく出せ！より合い出前講座

お問い合わせ

介護サービスについては…

地域包括支援センター

☎49-0111(代)

情 49-1110



後期高齢者医療

後期高齢者医療届出

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方（一定程度の障害がある方は65歳以上の方）が加入します。後期高齢者医療被保険者証（保険証）は、原則として、住民登録のある市区町村で発行されます。

●次のようなときは、役場へ届出をしてください。

このようなとき		手続き内容等	手続きに必要なもの
加入するとき	他の都道府県から転入してきたとき	市町村の窓口にて、保険証の交付を受けてください。その際、元の市町村で発行された負担区分等証明書を提出してください。	負担区分等証明書等
	後期高齢者医療の障害認定を受け、新規に資格を取得したいとき	市町村の窓口にて申請書を提出し、保険証の交付を受けてください。 ※65歳以上75歳未満の方が対象です。	国民年金証書・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳のいずれか 今までお使いの保険証
やめるとき	他の都道府県へ転出するとき	市町村の窓口にて、保険証をお返しく下さい。また転出先市町村で後期高齢者医療に加入する手続きが必要です。	保険証
	被保険者が亡くなったとき	市町村の窓口にて、保険証をお返しく下さい。 ※葬祭費が支給されますので手続きをお願いします。	保険証、通帳
	後期高齢者医療の障害認定を取り下げるとき	市町村の窓口にて、保険証をお返しく下さい。 ※後期高齢者医療の障害の状態に該当しなくなった時も同様です。	保険証
その他	県内で転居（同一市町村を含む。）をしたとき	市町村の窓口にて、新しい保険証の交付を受けてください。古い保険証はお返しく下さい。	保険証
	交通事故にあったとき	警察に届けるとともに、市町村の窓口にて届出をしてください。※示談の前に必ず届出をしてください。	保険証、印鑑、事故証明書（後日でも可）

○後期高齢者保険料の納付月については 11 ページをご覧ください。

●受けられるサービス

- 病院などの窓口で保険証を提示することにより、医療費の一部自己負担のみで診療が受けられます。
- 被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った方に葬祭費が支給されます。
- 補装具を作った費用、輸血のための生血代、はり・きゅう・マッサージを受けたとき費用の一部が療養費として支給されます。（医師が認めた場合）
- 医療費が高額になったとき（1ヵ月の医療費が自己負担限度額を超えた時）は高額療養費が支給されます。

お問い合わせ



後期高齢者医療については…

住民福祉課 保健衛生係 ☎49-0111(代)

情 49-3132

家族のこと

介護保険について／後期高齢者医療

●後期高齢者医療届出
●介護サービスを利用する時は
●介護保険以外のサービス

健診(検診)について※1

1) 特定健診、いきいき健診、39歳以下健診※2

健診名	対象者	内 容
特 定 健 診	40歳～74歳の青木村国民健康保険加入者の方	血液検査・身体測定・腹囲測定・尿検査・血圧検査・心電図・眼底検査等
39歳以下健診	19歳～39歳の青木村国民健康保険加入者の方 19歳～39歳の青木村国民健康保険以外の保険に加入の方	
いきいき健診	75歳以上の方	
骨 密 度 検 診	40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の年齢の該当する女性	超音波で踵の骨密度を測定します。
肝炎ウイルス検査	40歳以上で過去にこの検診を受診したことのない方	血液検査(C型肝炎とB型肝炎)
歯 周 病 検 診	40歳・50歳・60歳・70歳の方	口腔内の診察

※健(検)診日等の詳細は、個人通知にてお知らせします。

※40歳～74歳までの青木村国民健康保険以外の保険に加入されている方の健診が医療保険者に義務づけられました。詳しくは、加入されている医療保険者または勤務先にお問い合わせください。

2) がん検診※3

検査名	対象者	内 容
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査
①肺がん・結核検診 (レントゲン検査) ②胸部CT検診 (CT検査)	40歳以上の方	肺全体のレントゲン画像を撮ります。
胃がん検診	40歳以上の方	バリウムによるレントゲン検診
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血反応検査
乳房検診 (マンモグラフィ)	40歳～74歳の女性	X線撮影 2年に1回の受診とします。
乳房検診 (超音波検診)	30歳以上の女性	超音波検診
子宮頸がん検診	20歳以上の女性で年度末年齢が偶数年齢の方	2年に1回の受診とします。

※検診日等の詳細は、健診希望者に個人通知にてお知らせしますので、ご希望の方は下記までご連絡願います。

※1)

●青木村が実施する各種健(検)診を受診するにあたり、次の事項についてご確認ください。

●対象年齢の数え方

対象者の年齢は、年度末(翌年度の4月1日時点)の年齢です。

●検査の申し込みについて

健(検)診の申し込みは毎年2月ごろに【青木村各種健(検)診申込書】を全世帯にお渡ししますので、ご希望の検査項目に記入して役場にご提出ください。以降転入された方については、申し込みが必要ですので下記までご連絡をお願いします。

お問い合わせ

健診(検診)については…

住民福祉課 保健衛生係 ☎49-0111(代)

情 49-3132



※ 2)

● 同じ健診は年度内に 1 回のみ補助対象

同一年度内(4月1日～翌年3月31日)において、健康診断・人間ドック・脳ドックのいずれか 1 回限りです。年に 1 回は健診を受診しましょう。

高血圧・脂質異常症・糖尿病などですでに医療機関に治療中の方も健康診断の受診をおすすめします。

● 必ず精密検査を受診してください

特定健診・39歳以下健診・いきいき健診の結果、精密検査が必要となった方は、医師と相談して、治療または生活改善をしましょう。

● 特定保健指導

健康診断の結果により生活習慣病予防のための保健指導を実施しています。食生活や運動習慣の改善を保健師・管理栄養士などがサポートしています。

※ 3)

● がん検診は自覚症状がない方が対象

がん検診は自覚症状がない方を対象にしている検診です。すでに気になる症状がある方は検診を待たず直ちに医療機関を受診してください。

また、どんなに優れた検診でも100%の精度ではありません。検診を受診しても必ずがんが見つけれれるとは限りませんし、がんでなくても要精密検査になる場合もあります。

● 必ず精密検査を受診してください

がん検診の結果、精密検査が必要となった方は、『がんの可能性がある状態』です。必ず医療機関を受診してください。

健康各種相談・予防接種について

● 健康相談

(1) 母子相談・離乳食相談 月 1 回(保健センター)／保健師・栄養士・助産師による相談

(2) 心の健康相談 …………… 月 1 回(保健センター)／保健師による相談

● 地区組織

保健補導員会、食生活改善推進協議会

● 予防接種

下記の予防接種を医療機関で実施しています。全て個人通知にてお知らせします。

個人通知が届きましたら個別に予約をとり接種をすすめてください。(スケジュールは主治医とご相談ください)

定期予防接種	
乳幼児期に受ける予防接種	●ビブ・小児用肺炎球菌 ●BCG ●ロタウイルス ●B型肝炎 ●4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ) ●麻しん風しん混合Ⅰ期・Ⅱ期 ●水痘(水ぼうそう) ●日本脳炎Ⅰ期
9歳以降に受ける予防接種	●日本脳炎Ⅱ期 ●2種混合(ジフテリア・破傷風) ●子宮頸がん予防ワクチン
65歳以上の方が受ける予防接種	●季節性インフルエンザ ●成人用肺炎球菌感染症

* 制度改正に伴い、変更になる場合があります。

お問い合わせ



健診(検診)・健康各種相談・予防接種については…

住民福祉課 保健衛生係

☎49-0111(代)

情 49-3132

母子保健について

●妊婦さんのために

項 目	内 容	対 象
母子健康手帳交付 妊婦一般健康診査受診票交付	妊婦相談、制度のご案内 妊娠中に受ける健康診査が無料で受けられます。(14回分)	妊婦

●妊婦歯科検診

出産までに1回、青木村または上田市内の歯科医療機関で検診を受けることができます。受診券は母子手帳交付時にお渡しします。

●乳幼児健診

健診名	内 容
3～4か月児健診	発育と発達面の健診および離乳食指導・相談
6～7か月児健診	発育と発達面の健診および離乳食指導・相談 ・歯磨き指導
9～10か月児健診	発育と発達面の健診および離乳食指導・相談 ・歯磨き指導 *ブックスタート ¹⁾
お誕生相談 (1歳～1歳2か月)	発育と発達面の健診および幼児食指導・相談 ・歯磨き指導
1歳6か月児健診 (1歳6か月～1歳8か月)	発育と発達面の健診および幼児食指導・相談 ・歯科健診および歯磨き指導
2歳児健診 (2歳～2歳2か月)	発育と発達面の健診および幼児食指導・相談 ・歯科健診および歯磨き指導
3歳児健診 (3歳～3歳2か月)	発育と発達面の健診および幼児食指導・相談 ・歯科健診および歯磨き指導 尿検査・視機能検査

* 健診の日にちについては個人通知にてお知らせします。 ¹⁾(健診時に絵本をプレゼント)

●赤ちゃん訪問

保健師がご自宅へ訪問し、赤ちゃんの発育や発達、子育ての相談などに応じます。

●母子相談・離乳食相談

毎月1回、役場保健センターで母子相談・離乳食相談を実施しています。

保健師・栄養士・助産師がお子さんの成長や育児に関する相談に応じます。

連絡をいただければ、相談日以外でも随時ご相談をお受けします。悩みを抱えこまず、ご連絡ください。

●産後ケア事業

出産後、お母さんと赤ちゃんが自宅での生活をスムーズにスタートできるように、出産施設を退院後、医療機関または助産所に宿泊し、助産師のサポートを受け、授乳や育児に慣れていくことができます。

利用は有料で申請が必要です。

お問い合わせ

母子保健については…

住民福祉課 保健衛生係

☎49-0111(代)

情 49-3132



福祉（児童・ひとり親・障害者・医療）

●出産祝金

村内在住者で出生届を出された方に、出産祝金支給要綱に基づき出産祝金を下記のとおり支給します。

祝金	第1子……10万円
	第2子……15万円
	第3子……20万円
	第4子……25万円
	第5子……35万円

祝金受給者には、おむつ廃棄用のごみ袋もさしあげています。

●児童手当

中学校卒業までの児童を養育している方で、所得制限額範囲内の方に児童手当が支給されます。
(所得制限を超えている方には、特例給付が支給されます。)

こんなとき	持ち物
初めてお子さんが生まれたとき 第2子の出生等で手当の額が増額になるとき	保護者の健康保険証、生計中心者名義の通帳、マイナンバーカード
青木村に住所が変わったとき (転入されたとき)	保護者の健康保険証、生計中心者名義の通帳、マイナンバーカード (1月1日に青木村に住所登録がなかった方は、前住所地の役所で発行される児童手当用所得証明書が必要な場合もあります)
公務員になったとき、公務員でなくなったとき	保護者の健康保険証、生計中心者名義の通帳 勤務先にも届出が必要になります。

児童手当の申請は受給資格等が変更となった日から15日以内に役場へ届出をしてください。

●児童扶養手当

離婚などにより、児童(18歳に達する年度の3月末まで)を養育しているひとり親等の方に所得制限額の範囲内で(公的年金を受給している人は受給額により)県より支給、不支給が決定となり、支給されます。

こんなとき	持ち物
初めて申請する場合	請求者と対象児童の戸籍謄本 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し 請求者名義の通帳 前住所地の役所で発行される所得・課税・扶養証明書 (1月1日に青木村に住所登録がなかった方) マイナンバーカード
すでに手当を受けている方	8月1日に現況届を送付しますので、通知に示された添付書類とともに提出していただきます。

届出の内容が変わったときは忘れずに役場に届出をしてください。

●ながの子育て優待パスポート事業

出生及び転入の届出の時、18歳未満のこども(18歳に達する年度の3月末まで)がいる世帯にパスポートカードをお渡ししています。

県内の協賛店舗等で買い物などの際、このカードを提示すると、協賛店舗ごとに定めた各種サービスを受けられます。

お問い合わせ



出産祝金～ながの子育て優待パスポート事業については…

住民福祉課 住民係

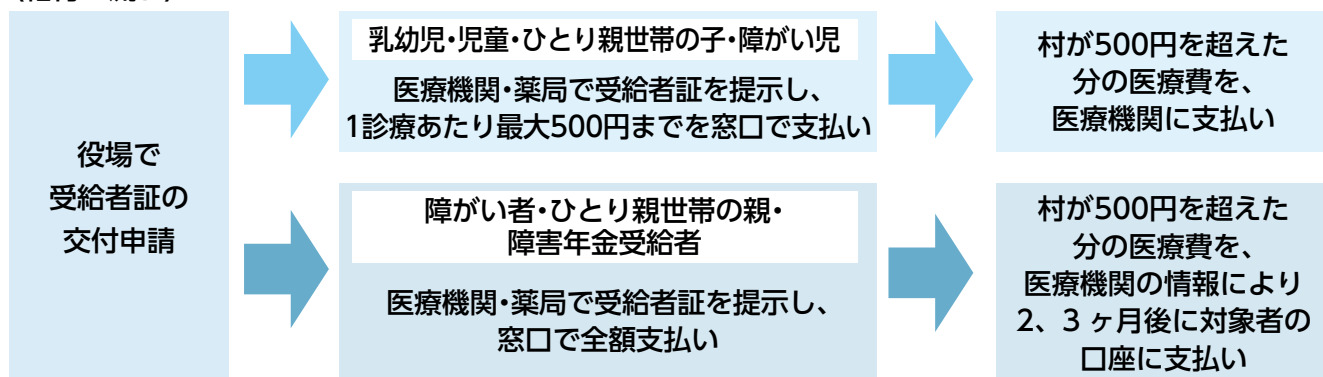
☎49-0111(代)

☎49-3132

●福祉医療費の給付

乳幼児・児童・ひとり親世帯の親と子及び重度の障害のある方等の保険適用内の医療費の負担軽減のための制度です。下記に該当する方は、役場窓口で「福祉医療費受給者証」の交付申請をして医療機関・薬局で提示してください。

〈給付の流れ〉



区 分	対象者	要 件※
障がい者	身体障害者手帳	1級、2級、3級(3級の方は所得税非課税の方のみ)
	療育手帳	A1、A2、B1
	65歳以上国民年金法施行別表該当者	国民年金法施行令別表
	精神障害者保健福祉手帳	1級、2級(ともに通院のみ、2級の方は所得税非課税の方のみ)
	障害年金受給者	障害年金受給者で所得税非課税の方
乳幼児・児童	乳幼児・児童	出生児～高校3年生 (18歳に到達した以降の3月31日まで)
ひとり親家庭等	ひとり親世帯で児童を養育している親と児童または父母のいない世帯	高校3年生(上記と同じ)までの子ども(高校または施設等に在学中の場合は19歳まで延長可)と親

*乳幼児・児童以外のすべての区分に所得制限があります。また、対象医療は保険適用内のものとなります。

*交付申請時の持ち物は、健康保険証、通帳、手帳等になります。また、転入した方は、所得証明書が必要となります。

●障害者福祉

障害のある方が日常生活を営む上での福祉・支援サービスとして、次のような事業を行っています。詳しくは役場住民福祉課へお問い合わせください。

福祉施策・手続き

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付
自立支援給付・・・介護給付、訓練等給付、補装具の交付・修理等
地域生活支援事業・・・日常生活用具の給付等
特別障害者手当の手続き
障害児福祉手当の手続き 他

減免制度

NHK受信料の免除
有料道路通行料金の減免
税金の控除・減免
運賃等の割引

●生活保護

生活保護制度は、生活に困っている世帯の最低限の生活を保護するとともに、自分の力で生活を支えられるようになるまで援助を行う制度です。住民福祉課または各地区の民生児童委員にご相談ください。

お問い合わせ



福祉医療費の給付～生活保護については…

住民福祉課 住民係・福祉係

☎49-0111(代)

情 49-3132

青木村保育園について

保育園関係

保育園では保護者が仕事・病気・介護・出産などの理由により家庭で保育できない場合、生後6ヶ月以上で、就学前の子どもさんをお預かりいたします。

保護者の状況により保育を受けられる時間が異なります。その保育時間を超えた場合、延長料金が発生いたします。

「保育標準時間」の利用(11時間) ……就労時間が週30時間以上かつ月120時間以上

「保育短時間」の利用(8時間) ……就労時間が64時間以上、上記未滿

保育料の基準額は次の表のとおりです。令和元年10月より、3歳～5歳までの子ども達の利用料が無償化され、基準が変わっておりますので、ご確認をお願いします。

●利用者負担(保育料)基準額

各月初日の保育児童の属する世帯の階層区分				標準時間保育		短時間保育	
階層区分	定 義			3歳未滿児	3歳以上児	3歳未滿児	3歳以上児
第 1	生活保護法による非保護世帯(単給世帯を含む。)			0円		0円	
第2-1	第 1 区分を除き、前年度分の市町村民税の額(9月以降の保育料については現年度)が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯	0円		0円	
第2-2			第2-1区分を除く世帯	0円(0円)		0円(0円)	
第3-1		所得割課税額24,300円未滿	母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯	4,800円(0円)		4,800円(0円)	
第3-2			第3-1区分を除く世帯	6,600円(3,300円)		6,600円(3,300円)	
第4-1		所得割課税額24,300円以上48,600円未滿	母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯	6,600円(0円)		6,600円(0円)	
第4-2			第4-1区分を除く世帯	19,500円(9,750円)		18,000円(9,000円)	
第5-1		所得割課税額48,600円以上64,700円未滿	母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯	7,800円(0円)		7,800円(0円)	
第5-2			第5-1区分を除く世帯	23,000円(11,500円)		21,500円(10,750円)	
第6-1		所得割課税額64,700円以上77,101円未滿	母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯	9,000円(0円)	0円	9,000円(0円)	0円
第6-2			第6-1区分を除く世帯	26,500円(13,250円)		25,000円(12,500円)	
第 7		所得割課税額77,101円以上97,000円未滿		30,000円(15,000円)		28,500円(14,250円)	
第 8		所得割課税額97,000円以上121,000円未滿		34,800円(17,400円)		30,500円(15,250円)	
第 9		所得割課税額121,000円以上145,000円未滿		39,600円(19,800円)		38,100円(19,050円)	
第10		所得割課税額145,000円以上169,000円未滿		44,500円(22,250円)		43,000円(21,500円)	
第11		所得割課税額169,000円以上235,000円未滿		53,600円(26,800円)		52,000円(26,000円)	
第12		所得割課税額235,000円以上301,000円未滿		57,600円(28,800円)		56,000円(28,000円)	
第13		所得割課税額301,000円以上397,000円未滿		60,600円(30,300円)		59,000円(29,500円)	
第14		所得割課税額397,000円以上		80,000円(40,000円)		78,500円(39,250円)	

※ 下段()内は第2子の額

お問い合わせ

保育園関係については…

青木村保育園 ☎ 情 49-2063



家族のこと

福祉(児童・ひとり親・障害者・医療)／青木村保育園について

● 保育園関係

1 保育料の特例(軽減)

- (1)未満児(村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯)で、2人以上の児童が同時入所している場合(特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通所施設、したい不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部)に入所又は児童デイサービスを利用している場合を含む)、2人目の保育料を1/2に軽減し、3人目以降の保育料は全額免除する。
- (2)未満児(村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯)が入所している世帯で、同一世帯の第2子の保育料を1/2に軽減し、第3子以降の保育料を全額免除する。
- (3)未満児で村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯については2人目以降については全額免除する。

2 保育料は4月初日現在の年齢で算定する。

●利用者負担(副食費)基準額

各月初日の保育児童の属する世帯の階層区分				
階層区分	定 義			3歳以上児
第 1	生活保護法による非保護世帯（単給世帯を含む。）			0円
第2-1	市町村民税 非課税世帯	母子・父子家庭及び在宅障害児（者）のいる世帯		
第2-2		第2-1区分を除く世帯		
第3-1	所得割課税額 24,300円未満	母子・父子家庭及び在宅障害児（者）のいる世帯		
第3-2		第3-1区分を除く世帯		
第4-1	所得割課税額 24,300円以上 48,600円未満	母子・父子家庭及び在宅障害児（者）のいる世帯		
第4-2		第4-1区分を除く世帯		
第5-1	所得割課税額 48,600円以上 64,700円未満	母子・父子家庭及び在宅障害児（者）のいる世帯		
第5-2		第5-1区分を除く世帯		
第6-1	所得割課税額 64,700円以上 77,101円未満	母子・父子家庭及び在宅障害児（者）のいる世帯		
第6-2		第6-1区分を除く世帯		
第7	所得割課税額 77,101円以上97,000円未満		4,500円 (2,250円)	
第8	所得割課税額 97,000円以上121,000円未満			
第9	所得割課税額 121,000円以上145,000円未満			
第10	所得割課税額 145,000円以上169,000円未満			
第11	所得割課税額 169,000円以上235,000円未満			
第12	所得割課税額 235,000円以上301,000円未満			
第13	所得割課税額 301,000円以上397,000円未満			
第14	所得割課税額 397,000円以上			

※ 下段()内は第2子の額

1 副食費の特例(軽減)

- (1)村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯及び、全ての世帯の第3子以降の副食費を全額免除する。
- (2)村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯については2人目以降については副食費を全額免除する。

2 副食費は4月初日現在の年齢で算定する。

お問い合わせ

保育園関係については…



青木村保育園 ☎ 情 49-2063

その他の保育サービス

●延長保育

延長保育とは、ご家庭の事情により保育を必要とする園児について、基準に定められた通常の保育時間（午前8時30分～午後4時30分）を超えて行う保育です。

・延長保育の実施時間と料金

保育時間	金額(30分あたり)	上限(月額)
午前7時から午前8時30分まで	50円	1,500円
午後4時30分から午後7時（土曜日にあつては午後5時）まで	60円	5,000円

※ただし、保育標準時間の認定を受けた方は、その保育可能時間は徴収の対象となりません。

●一時的保育

保育園の開園時間内に保護者の断続的又は短時間就労等の就労形態、保護者の傷病等による緊急時及び保護者の出産や育児疲れ解消等のために実施する一時的にお預かりする事業です。

・別紙申請書により事前にお申し込みください。

（行事や保育等の都合によりお受けできない場合があります。）

・保育期間・・・原則として1ヶ月当たり、12日を限度とします。

・保育時間・・・午前8時30分～午後4時30分

（必要に応じて延長保育の利用も可能です。ご相談ください。）

・保育料

区 分	青木村に住所を有する者		青木村に住所を有しない者	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
4時間未満	1,060円	500円	1,290円	670円
4時間以上～8時間以下	2,120円	980円	2,570円	1,330円

※ただし、給食を利用した場合、別に1回あたり220円を徴収いたします。

※詳細については 青木村保育園 電話・情報電話：49-2063までお問い合わせください。

お問い合わせ



その他の保育サービスについては…

青木村保育園 ☎ 情 49-2063

青木村教育委員会について

教育委員会では、学校教育に関することや、社会教育(生涯学習)に関することを主に教育に関すること全般について取り扱っております。

(1) 保育・学校教育について

青木村では保育園・小学校・中学校が互いに連携し、「保小中一貫教育」に取り組んでいます。また、次の5つのスローガンを重点課題としておりますので、ご家族・地域の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

あおきっ子 教育ポイント5か条

第1条

一日のスタート

早寝 早起き 朝ごはん 元気に歩いて学校へ

睡眠は成長を 朝食は午前の勉強を左右します 歩けば体力のある子に



第2条

あいさつ

思い切って 言ってみよう 互いに にっこり いい気分

「おはよう」から始まる社会力 まずは大人から子どもに声がけを



第3条

時間の使い方

①自ら こつこつ 家庭で学習

学年×10 分以上で中3までに 90 分超え 決まった時間に決まった場所で

②メディアは ルールを決めて

テレビ・ゲーム・ネットは 1 日 90 分以内

親子で情報モラルを学び インターネットの危険から子どもを守る



第4条

働き学ぶ

親子いっしょに お手伝い 想像ふくらむ 読書の時間

「ありがとう」「うれしいよ」その一言で 働くことが喜びに 学ぶことが楽しみに



第5条

豊かな体験

挑戦し 感動し 人とふれあい とともに成長

自然の中での外遊び 地区や村の行事 スポーツ少年団や部活動



(2) 社会教育(生涯学習)について

社会教育、公民館活動の支援や村民体育祭、総合文化祭、生涯学習成人講座などの行事を計画しておりますので、村民の皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

行事の詳細につきましては、「生涯学習カレンダー」や広報あおき、村のホームページにて随時お知らせいたします。

また、生涯学習、社会体育の推進の場として、文化会館および体育施設の利用申し込みも受け付けておりますので、仲間づくりの場・体力づくりの機会として、積極的にご利用ください。

* 施設の詳細、利用申し込み等につきましては27～28ページをご覧ください。

お問い合わせ



教育委員会することについては…

青木村教育委員会
(文化会館内)

☎49-2224(代)

情 49-2224

総合運動公園 (グラウンド)



所在地 村松152-1
お問い合わせ 49-2224 (教育委員会)

16,431㎡のグラウンドです。サッカー・軟式野球などご利用いただけます。
*硬式野球でのご利用はご遠慮ください。

○利用期間	8:30～22:00 *電灯が使用できるのは5月～10月中旬(予定)の間のみです。
○休館日	月曜日(月曜日が祝日の場合、火曜日休館) 年末年始
○利用料	使用する面数と、電灯・器具の使用等の状況により変わりますので事前にご確認ください。

総合運動公園 (テニスコート)



所在地 村松152-1
お問い合わせ 49-2224 (教育委員会)

総合グラウンドに隣接したテニスコートです。人工芝のコート2面あり、フットサルでのご利用も可能です。
ご利用の際は教育委員会(49-2224)までお問い合わせください。

○利用期間	8:30～22:00 *電灯が使用できるのは5月～10月中旬(予定)の間のみです。
○休館日	月曜日(月曜日が祝日の場合、火曜日休館) 年末年始
○利用料	コート使用料1面・1時間につき350円 ネット使用料1面/300円 *電灯使用料は別途必要です。 村外の方の場合は割増料金となります。

青木村図書館



所在地 田沢3273-1
お問い合わせ 49-0071 FAX49-1045

木の香り豊かな木造平屋造りの建物で蔵書数は約4.5万冊です。10冊、3週間本を借りることが出来ます。上田地域図書館情報ネットワークにも加入しており、上田市・東御市・長和町・坂城町の図書館にある本のご予約・お取り寄せも可能です。

○開館時間	火～金曜日 9:30～18:00 土・日 9:30～17:30
○休館日	月曜日・祝日(月曜日が祝日の場合、火曜日休館) 毎月末日(末日が月曜日の場合は前日曜日休館) 年末年始・特別整理期間

五島慶太未来創造館



所在地 田沢3270-3
お問い合わせ・FAX 49-0303

郷土の先人、五島慶太について次世代に伝えていく資料館です。館内では五島慶太ゆかりの貴重資料や、音声・映像資料、鉄道ジオラマなどを展示しています。時節にあわせた企画展・特別展も開催しています。

○開館時間	9:00～17:00 (最終入館16:30)
○休館日	月曜日・祝日の翌日・年末年始
○入館料	無料

歴史文化資料館 青木村民俗資料館



所在地 田沢3270-1
☎お問い合わせ 49-2224 FAX49-3890

五島慶太未来創造館に隣接した資料館です。歴史文化資料館には青木村の古代遺跡の出土品や義民、栗林一石路の資料等が多数展示しております。また、民俗資料館は、「昭和の青木村」をテーマとして、当時の家具や趣向品などを展示しております。

- 開館時間 五島慶太未来創造館に準じます。
- 休館日
- 入館料 無料

信州昆虫資料館



所在地 田沢1875-6
☎お問い合わせ 37-3988 FAX37-3964

里山十観山中腹、標高1,000mに位置し、日本、東南アジア、南米など世界のチョウ、クワガタ、カブトムシ、トンボ、セミなど多くの昆虫標本を展示。図書文献も多く、ゆっくり読むことができます。館周辺では各季節の自然の営みを見ることができます。

- 営業期間 4月中旬～11月下旬
- 開館時間 10:00～17:00 (11月は16:00まで)
- 休館日 火曜日 (天候により臨時休館することがあります)
- 入館料 中学生以下/無料 高校生以上/300円

青木村郷土美術館



所在地 当郷2051-1
☎お問い合わせ・FAX 49-3838

国宝大法寺三重塔から徒歩2分。郷土に関わりのある作者の作品を主として展示し、特に東北信全域にわたる陶器を蒐集展示しています。また、別館の喫茶店ではオリジナルお菓子付きコーヒー・抹茶・地元産のリングジュースを提供しています。

- 開館時間 9:00～16:30
- 休館日 月曜日・祝日の翌日、年末年始
- 入館料 中学生以下/無料、学生(高校生以上)/150円、一般/200円
美術館・喫茶セット/500円

青木村児童センター



所在地 田沢97-1
☎お問い合わせ・FAX 49-0090

放課後、子どもたちが豊かな自然の中で自由に遊び、多くの人と関わりながら社会力を身につける場で、放課後、長期休業中の生活を守り、親が安心して仕事ができるよう支援します。

- 開館時間 10:00～18:00
(小学校長期休業中や振替休日は、8:00～18:00)
- 休館日 土・日曜日、祝日、お盆、年末年始
(小学校が集団下校の日は、利用できません。)
- 利用できる方 村内に住む18歳以下の子ども

横手キャンプ場



所在地 田沢1875-8

お問い合わせ・ご予約 青木村役場商工観光移住課
49-0111 FAX 49-3670

十観山の中腹に位置した村営のキャンプ場です。
上田から佐久平、浅間山が望める絶好のロケーションです。
ご家族・ご友人とのレジャー、地区行事等でご利用ください。

○営業期間 4月下旬～10月下旬

○利用料 日帰り(入場料) 一般/300円、中学生以下/200円
テント(1夜1張) 一般/3,000円、中学生以下/2,000円
宿泊棟基本料金(1夜1室) /5,000円
宿泊棟利用料(1夜1名) 一般/2,000円、中学生以下 /1,000円

※その他寝具、薪・木炭等をご利用の際は別途、料金がかかります。
詳しくは予約の際にお問い合わせください。

くつろぎの湯



所在地 田沢3231

お問い合わせ 49-1000 管理運営 49-2129 (社会福祉協議会)

田沢温泉から引湯している温泉施設で、泉質は単純硫黄泉です。
大浴場のほか、気泡浴槽、歩行浴槽などが完備されています。
加水、加温、循環ろ過

○営業時間 10:00～20:30 (最終入館19:50)

○休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合、火曜日休館)
年末年始

○利用料 小・中学生/200円、大人(高校生以上)/300円

○回数券(11枚) 小・中学生/2,000円、大人(高校生以上)/3,000円

○半年券 大人(高校生以上)/12,500円

○通年券 大人(高校生以上)/25,000円

※村内で70歳以上の方はくつろぎの湯無料利用者証を提示すると、入浴無料です。

就学に関する助成について

就学援助費制度について

青木村では、経済的な理由により就学が困難な小中学生の保護者に学用品費など教育費の一部を援助する「就学援助費制度」を行っています。

補助対象世帯	生活保護法に規定する要保護者もしくは要保護に準ずる程度に経済的に困窮している世帯かつ、その他諸条件を満たしている世帯。
対象費用	学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、新入学用品費・修学旅行費(該当年度のみ)のうち、それぞれ基準に定める金額を限度に支給します。
手続きの方法	新年度の4月に、学校から申請書が配布されますので、期限までに学校へ提出してください。 ※期限以降のお申込みは原則お受けいたしませんのでご注意ください。

奨学金制度について

青木村では村内の高校生以上の学生に奨学金の貸与を無利子で行っています。

●貸与金額について

対象区分			上限貸与月額
高等学校生		国公立	20,000円
		私立	30,000円
高等専門学校生 大学生	自宅から通学	国公立	30,000円
		私立	
	自宅外から通学	国公立	40,000円
		私立	50,000円

●対象者および貸与期間・償還について

対象者	奨学生本人が、村内に1年以上居住し、生活の本拠を青木村に有している、または有していた者。 *両親の所得、成績による制限はありません。
貸与決定について	奨学金選考委員会にて決定をします。
利子	無利子
貸与期間	その学校の正規の終業期間とします。 *留年・大学院進学等による延長期間は貸与の対象になりません。
償還	卒業後の1年間の猶予期間の後に貸与を受けた期間の2倍の期間内に償還してください。

*募集要項については毎年、広報あおき2月号に掲載されますので、ご確認ください。

*奨学生の募集は年に1度のみで、年度途中からの貸与は行いません。

*村の奨学金を利用される前に、必ずその他の奨学金制度もご検討いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ



就学に関する助成については…

青木村教育委員会
(文化会館内)

☎49-2224(代)

情 49-2224

ごみについて

ごみの出し方

ごみの分類	ごみを出す場所	ごみの出し方
燃やせるごみ	燃やせるごみ集積所	村指定のごみ袋で出してください。 村指定のごみ袋は小売店で販売しています。
燃やせないごみ	燃やせないごみ集積所	プラスチック類・金物類、合成皮革、ゴム、ガラス類 上記のものは、それぞれ村指定のごみ袋で出してください。村指定のごみ袋は小売店で販売しています。 ペットボトル・空き缶 上記のものは、それぞれ集積所のネット（網）に入れてください。 びん類、蛍光灯、水銀体温計、スプレー缶、ライター、電池、ガスボンベ 上記のものは、集積所のコンテナに出してください。
資源物	資源物集積所	それぞれ決められた品目ごとに分類してください。

* 上表は主なごみの出し方をまとめたものです。詳しくは次ページの「青木村ゴミの分別表」をご覧ください。

●燃やせるごみを減らすために

燃やせるごみの約40%が「生ごみ」、約30%が「紙類」と言われ、分類の大半を占めています。ごみを減らすためには、「生ごみ」と「紙類」の捨て方を見直すことが重要です。

1 生ごみの減量方法

「生ごみ」の約60～70%は水分ですので、水分を抜くことで減量することができます。そこで減量方法は、①野菜を洗う前に皮をむき、なるべく水にぬらさない、②水切りネットなどを利用し、ぎゅ～と絞ってから捨てることです。

また、生ごみ処理機（又は処理槽）を利用することで、さらに減量の効果があります。村では補助金を交付しておりますので購入の際にはご利用ください。

* 通風乾燥型生ごみ処理機も対象です。

2 紙類の減量方法

「紙類」はなんでも燃やせるごみとして出していないですか？新聞紙、雑誌、雑紙、書籍、段ボール厚紙、菓子箱はもちろんのことですが、名刺やメモ用紙などの小さな紙も「雑紙」として資源物に出すことができます。小さな紙は紙袋や封筒へためておき、資源物回収に出すことで減量となりますし、その紙はリサイクルされ再利用することができます。

お問い合わせ



ごみの出し方については…

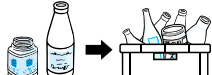
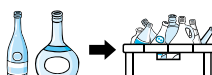
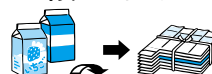
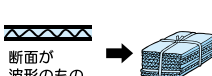
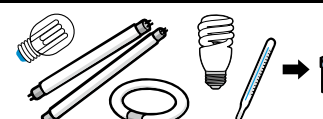
住民福祉課 保健衛生係 ☎49-0111(代)

情 49-3132

青木村 ゴミの分別表

◆正しく分別されていないもの、指定日以外のは収集できません。

◆ごみは収集日当日の朝8時（地区で決められた時間）までに出しましょう。

プラスチック類			青木村 ごみ 指定袋 (緑色)	毎週 月 曜日
燃やせるごみ			青木村 ごみ 指定袋 (青色)	毎週 火・金 曜日
金物類・合成皮革・ゴム ・ガラス・陶磁器類 ※袋に入らないごみは粗大ごみ として出してください。			青木村 ごみ 指定袋 (赤色)	第1・3土 曜日
資源 ごみ	ペットボトル ※キャップ・ラベルは 取り除く			第 1 土 曜日
	空 き 缶			第2・4土 曜日
	透明びん	茶色びん	その他びん	
				
	新聞紙・チラシ	雑誌	紙パック	第 2 土 曜日
				
	ダンボール 断面が 波形のもの	雑がみ	古布	
				
蛍光灯 水銀体温計				第 3 土 曜日
スプレー缶 ライター 電池・ボタン電池 ガスボンベ				

2021年作成

粗大ごみ 年2回 春と秋 に実施します。（日程は広報等でご連絡します）

●村から1/2補助があります。●テレビ・エアコン・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機は法律で決められたリサイクル料金となります。

お問い合わせ

ごみの出し方については…



住民福祉課 保健衛生係 ☎49-0111(代)

情49-3132

ごみの出し方

●青木村ごみの分別表
●ごみの出し方

上下水道・合併浄化槽・し尿

上下水道

項 目	内 容
水道・下水道を使用したいまたはやめたい時などは	転入などで水道・下水道を使用したいとき、転出などで水道・下水道の使用をやめたいとき、または名義を変更したいときは手続きが必要です。開栓は事前に建設農林課上下水道係で手続きをしてください。(持ち物：口座情報・印鑑等) 閉栓の場合は、電話でもお受けします。
水道料金、下水道使用料は	水道メータの検針に基づき、水道料金及び下水道使用料は2か月分を検針の翌月に納めていただきます。お支払いは便利な口座振替をお勧めします。
水道の工事またはトイレを水洗化したい時は	水道工事をするときは村指定の給水装置工事業者へ、またトイレの水洗化工事をするときは、村下水道指定工事店へお申し込みください。(指定工事店はお問い合わせください。)
宅地内の水道、下水道の修理は	宅地内の漏水、凍結、蛇口等の破損、水洗トイレなどの排水つまり、器具等が故障したときは、工事を行った工事店または指定工事店へ直接お申し込みください。漏水の場合は漏水箇所により、料金の一部が減免になる場合があります。 凍結について・・・ 水道の凍結は、メータBOX内で凍結する場合があります。メータの廻りに布等を入れていただくと効果的です。 宅内配管で凍結した場合にはストーブ等で温めてください。 それでもダメな場合は指定工事店へ連絡してください。
新設分担金と受益者負(分)担金	水道を新設するためにご負担いただくのが、新設分担金です。納入は工事申請書の提出と同時です。金額は110,000円(税込)です。 公共下水道を整備するために土地所有者、借地権者または地上権者の方に建設費の一部を負担していただくのが受益者負(分)担金です。 納入は工事申請書の提出と同時で430,000円 一律です。

○上下水道料の納付月については 11 ページをご覧ください。

合併浄化槽・し尿・家庭雑排水汚泥

項 目	内 容
合併浄化槽を設置するとき、または使用を止めるとき	合併浄化槽を設置する場合、下水道への接続等により使用を止めた場合または名義を変更した場合は、役場まで届出をお願いします。また、法定検査・定期検査の申し込みもお願いします。 ※浄化槽設置補助及び維持管理のための補助制度があります。役場までお問い合わせください。
し尿のくみ取りに関すること	くみ取り式トイレを使用しているお宅は、収集の申し込みを村の許可業者に直接連絡してください。(村の許可業者はお問い合わせください)。し尿くみ取り料金は、直接収集業者にお支払いください。
雑排水汚泥の収集、処理槽の清掃に関すること	家庭雑排水汚泥の収集、処理槽の清掃は、村の許可業者に直接連絡してください。(村の許可業者はお問い合わせください)。雑排水汚泥収集料金は業者に直接お支払いください。

お問い合わせ



上下水道・合併浄化槽については…

建設農林課 上下水道係 ☎49-0111(代)

情 50-5005

し尿・家庭雑排水については…

住民福祉課 保健衛生係 ☎49-0111(代)

情 49-3132

犬猫の飼育について

犬の飼育

◎犬の飼育はルールを守って・・・

犬が苦手な人もいます。放し飼いはやめましょう。飼い犬を散歩させるときは、リードを付け、必ず「ふん」は持ち帰りましょう。犬を飼えなくなった時や、野犬を見つけた時は上田保健福祉事務所 (Tel25-7153) へ連絡してください。

◎犬の登録と狂犬病予防注射は・・・

生後90日を経過した飼い犬は、生涯1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けることが狂犬病予防法で義務付けられています。

◎犬の所在地等が変わった・犬が死亡した場合は・・・

飼い主が替わったり、犬を連れて住所を異動した場合や犬が死亡した場合は、役場住民福祉課 (Tel49-0111) までご連絡ください。

犬・猫等のペットの火葬をご希望の方は 大星斎場 (Tel22-0983) または依田窪斎場 (Tel42-4851) へお問い合わせください。

猫の飼育

◎猫は屋内で飼いましょう。

猫は「自由奔放に屋外で生活するのもの」と思い込んでいませんか？

猫を外に出すと飼い主には行動が判りません。イタズラしたり、ふんなどで近隣とトラブルになるケースも数多く見受けられます。

また、交通事故にあったり、他の猫から病気をうつされたり、怪我をしたり、縄張り争いから帰れなくなることもあります。これらの危険は屋内で飼うことで回避することができます。

◎猫の避妊・去勢をしましょう。

猫は非常に繁殖力が強い動物で、1年で数十匹に増える可能性があります。こうして増えて行った猫達が交通事故に巻き込まれたり、近所でイタズラをしてトラブルの原因となることがあります。避妊・去勢手術を行い、むやみに猫を増やさないようにしましょう。

◎野良猫の餌付けをしていませんか？

飼い猫・野良猫の違いは、食事を与えてもらっているか、いないかの違いです。エサをあげているだけでは野良猫が増えてしまい、トラブルが増えるだけで何の解決にもなりません。

野良猫にエサを与えることは「飼い猫」と自覚し、エサを与えるだけでなく、行動範囲の把握と監視に努め、ふんの回収もし、近隣の方の理解を得て、最後まで責任をもって飼育してください。

お問い合わせ



犬猫の飼育については・・・

住民福祉課 保健衛生係

☎49-0111 (代)

情 49-3132

道路・水路・農林業・商工業

道路・水路

項 目	内 容
道路、水路との境界確認は	村が管理する道路、水路に接した土地の境界に塀を建てたり、土地の売買をしたり、土地を分筆する際は、事前に道水路敷地との境界確認（立会）が必要となります。
道路に穴があいていたり、水路の蓋が壊れているときは	村役場建設農林課に連絡をお願いします。現場を確認し、必要に応じて補修を行います。村では随時道路パトロールを行い、道水路の危険箇所の発見に努めていますが、事故の未然防止のため、破損箇所の早期連絡にご協力をお願いします。
道路を特別に使用したり掘削するときは	道路敷内に一時的に工事用の足場を設けたり、配水管を布設したり、掘削する場合は許可が必要です。
道路を一時的に通行止めにするときは	村が管理する道路に配水管を布設するための工事や地区の祭り等で道路を一時的に通行止めにする場合は村、警察署の許可と消防署への届出が必要です。
水路や道路側溝に蓋をかけて出入りに使用するとき	水路や道路側溝に蓋をかけて出入りに使用するときには許可が必要です。構造については事前にご相談ください。
道路、水路を個人で改修するときには	個人の都合で歩道・縁石の切り下げ、側溝・水路改修、ガードレールの撤去等を行う場合は、許可が必要です。構造については事前に相談ください。
生活道路や水路等の清掃、除草について	生活道路、里道や水路の清掃、除草や樹木の害虫駆除等は、地区のご協力をお願いします。
道路敷地に個人名義の土地が残っている場合は	村が管理する道路敷地や水路敷地に個人名義の土地が残されている場合は、登記等は村が行いますのでご相談ください。
使用されていない里道や水路敷を譲り受けたいときは	自分の土地に隣接している使用されていない里道や水路敷等の譲渡を受けたいときはご相談ください。
交通安全施設の整備	カーブミラー、ガードレール、路面標示や警戒標識などの整備は、地区の要望をお聞きして施設の整備を進めています。

農林業

●農地と農業経営・林業

項 目	内 容
農地の売買など	農地を売買・贈与・交換する場合及び農地を農地以外の用途に転用する場合は、事前に農地法による許可が必要になります。また、農地を相続した場合は、農業委員会への届出が必要となります。
農地の貸借	農地の貸し借りをする場合は、農地法による許可または農業経営基盤強化促進法による村の公告が必要となります。農業経営規模の縮小、拡大したい場合、村及び農地中間管理機構が間に入り、安心して農地の貸し借りができるようお手伝いします。また、賃貸借の中途解約には届出が必要となります。
農地関係の諸証明	農地を買う場合の適格者証明、相続税・贈与税の納税猶予に関する適格者証明、農地の地目変更に必要な証明等があります。
農業者年金	農業者年金は、国民年金1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は加入でき、国が運営する制度です。掛金の一部を補助する制度もあります。加入、年金支給、脱退等の相談を受け付けています。
農地相談	農地の権利移動、転用、農地の利用関係の調整など農地に関する各種相談を受け付けています。
森林の土地所有者変更	森林の土地の所有者になった場合（売買、相続、贈与、法人の合併等）は届出が必要です。
伐採及び伐採後の造林の届出	森林内の立木を伐採する場合は、伐採を始める30日前までに届出が必要です。

お問い合わせ



道路・水路・林業について…

建設農林課 建設係

☎49-0111(代) 情49-3131

農業について…

建設農林課 農業振興係

☎49-0111(代) 情49-3131

商工業

項 目	内 容
中小企業融資制度のあっせん	中小企業者を対象とした、運転資金・設備資金の融資あっせんのお問い合わせ (商工振興担当 TEL0268-49-0111) または、青木村商工会 (TEL0268-49-2146)
商工業振興奨励金	村内の事業所の新設や土地・建物・機械の増設など事業用資産を取得した場合に取得価格に対する固定資産税の二分の一以内の奨励金を五か年に限り交付します。 (お問い合わせ・商工振興担当 TEL0268-49-0111)

●勤労者福祉

項 目	内 容
勤労者互助会	勤労者互助会は、中小規模事業所の従業員と事業主の福祉向上を図るための組織で、共済金給付事業、融資事業、福利厚生事業などを実施しています。会費は1人月額300円、入会費100円(初回のみ)です。 (お問い合わせ: 勤労者互助会担当 TEL0268-49-0111)
勤労者への融資制度	勤労者の生活の安定と福祉向上を図るため、労働金庫と協調し資金融資を行っています。 (お問い合わせ: 労働金庫上田支店 TEL0268-22-2218)

村営住宅・若者定住促進住宅について

村営住宅の入居者の募集は「広報あおき」等で随時行っています。

村営住宅の家賃は入居家族の所得の合計額等に応じて決められ、若者定住促進住宅は一定金額の家賃が、月末に口座から引き落としされます。また、共益費、電気・ガス・水道料金、区費等は、入居者の自己負担となります。

入居者資格	申込時に必要なもの
次の要件をすべて満たしている方が、申込することができます。 (1) 持家がなく、住宅に困窮している方 (2) 村税等の滞納がない方 (3) 家族(婚約者も含む)で入居できる方 (4) 申請者、及び同居親族が暴力団員でないこと (5) 世帯の所得の合計が一定基準以下の方 ※希望者多数の場合は抽選となるほか、所得・納税の状況や世帯の状況によっては申込を受けない場合がありますので予めご了承ください。	・村営住宅入居申込書 (様式は役場にあります。) ・所得証明書 ・住民票 ・納税証明書

●空き家バンクに関すること

村内にある土地および家屋等の情報を登録し、利用者として登録された者に対して、情報提供、不動産業者との日程調整を行います。ただし、所有者と利用希望者間で行う賃貸借・売買に関する交渉、契約等の仲介行為は一切行いません。特に土地建物の価格や家賃相場のお問合せには対応いたしません。

お問い合わせ



商工業・村営住宅等・空き家バンクについて…

商工観光移住課

☎49-0111(代)

情 49-3131

景観に関すること

●青木村美しい村づくり条例

青木村が誇る良好な景観との調和を保つため、一定規模以上の開発行為を行う際に、村へ届出が必要となります。村内の景観特性を整理して、5つのエリアに区分けされており、それぞれで対象となる開発行為の規模が設定されております。特に太陽光発電設備の設置については、設置自体を避け、配慮して頂くエリアもありますので、事前に役場商工観光移住課までご相談ください。

また、土地に自立して設置する太陽光発電設備については、以下の届出も必要となります。

●青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例

野立て（自立型）の太陽光発電設備の設置には、条例に基づく届出が必要です。

太陽光発電設備の設置には、地域や近隣住民の同意が必要です。

村では、住宅への太陽光発電や蓄電池設備の設置には補助金を支給し、自然エネルギーの活用を推進していますが、野立て（自立型）の太陽光発電設備の設置には、自然災害が全国各地で頻発していることから、防災、減災に十分に対応できる設置計画と景観や自然、生活環境との調和を図り、地域との共生をめざすことが村民の安全と安心な生活の確保に帰することから、設置には発電出力や設置面積の大きさに関わらず「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づく手続きが必要です。



お問い合わせ



青木村美しい村づくり条例については…

商工観光移住課

☎49-0111(代)

情49-3131

青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例については…

総務企画課

☎49-0111(代)

情49-1010

災害の対策について

土砂災害について

青木村では平成22年7月に、5時間の連続降雨量126mm、時間最大47mmという集中豪雨による土砂災害が発生しました。この災害を受けて、村ではより土砂災害防止のための整備を進めています。

●土砂災害に注意する雨量の目安

①1時間に20mm以上の降雨

②降り始めからの連続雨量が100mm以上の場合

土砂災害の危険性が増しますので十分警戒をしてください。

村の雨量情報は村のホームページ(<http://www.vill.aoki.nagano.jp/weather/>)からご確認いただけます。

村内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている土地は平成26年10月に村内全戸配布されました「青木村土砂災害ハザードマップ」をご覧ください。お手元がない場合には総務企画課(Tel49-0111)までお問い合わせください。

ひなんしじ
避難指示で必ず避難
.....
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です
.....

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~		
4	 災害の おそれ高い <b>避難指示※2</b>	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり <b>高齢者等避難※3</b>	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

お問い合わせ

防災について…

総務企画課 庶務係

☎49-0111(代)

情49-0111



# 災害時に備えておくべきもの

## ①非常時持出品 ※背負ってみて重すぎないか確認してみましょう。

●生活用品
<input type="checkbox"/> 衣類・下着 <input type="checkbox"/> タオル・ティッシュ <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ・予備電池 <input type="checkbox"/> モバイルバッテリー <input type="checkbox"/> ライター <input type="checkbox"/> 毛布・寝袋 <input type="checkbox"/> 雨具 <input type="checkbox"/> ポリ袋
●貴重品
<input type="checkbox"/> 現金(要10円玉) <input type="checkbox"/> 通帳・印鑑 <input type="checkbox"/> 権利証書 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(通知証)
●非常食関係
<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 非常食(日持ちするもの) <input type="checkbox"/> 紙皿・割り箸 <input type="checkbox"/> 缶切り
●救急医療品
<input type="checkbox"/> 消毒液、包帯、絆創膏 <input type="checkbox"/> かぜ薬 <input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> お薬手帳 <input type="checkbox"/> マスク

## ②非常時備蓄品 ※復旧までの数日間分を備蓄しましょう。

●生活用品
<input type="checkbox"/> 新聞紙 <input type="checkbox"/> 洗面用具 <input type="checkbox"/> ティッシュ・トイレットペーパー <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> マスク・ウェットティッシュ
●非常食
<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 保存食(缶詰やレトルト食品など) <input type="checkbox"/> チョコレートなどのお菓子類 <input type="checkbox"/> 調味料など
●燃料
<input type="checkbox"/> 卓上コンロ <input type="checkbox"/> 携帯コンロ <input type="checkbox"/> ガスボンベ <input type="checkbox"/> 固形燃料
●その他多機能な便利品
<input type="checkbox"/> ラップ <input type="checkbox"/> ポリ袋

各ご家庭に合わせた必要なものを準備してください。

# 緊急時・災害時連絡先

こんなときは…	対処法	連絡先名	電話番号
停電した	まずは宅内のブレーカーが「入」になっているか、確認してください。 「入」であるにもかかわらず、停電している場合は、右記へ連絡してください。	中部電力パワーグリッド株式会社 上田営業所	☎0120-984-536
電柱、電線に異常がある	近寄らずに、速やかに右記へ連絡してください。		
電話が つながりにくい	災害時はたいへん込み合うため、時間を置いて試してください。 なお、繋がりにくい場合は右記の伝言ダイヤルを利用してください。	災害用伝言ダイヤル	☎171
漏水している	宅内及び宅地内の漏水については、建築時等の工務店もしくは村指定工事店へ 道路等からの漏水については建設農林課上下水道係へご連絡ください。	建設農林課上下水道係	☎0268-49-0111 情50-5005

お問い合わせ

防災について…

総務企画課 庶務係

☎49-0111(代)

情49-0111





## ●青木村指定避難所一覧

番号	非難対象 地区名	施設名	住 所	連絡先	収容人数	
				情報通信	面積 (㎡)	3㎡/人
1	当 郷	当郷公民館	当郷829番地	51-5110	189	63
2	当 郷	当郷地域交流センター	当郷88番地1	—	113	37
3	村 松	アイリスの館	村松1048番地	51-5100	123	41
4	入 田 沢	木立公民館	田沢2156番地	51-5113	205	68
5	入 田 沢	弘法公民館	田沢1512番地	51-5126	58	19
6	入 田 沢	洞地域交流センター	田沢290番地1	51-5114	140	46
7	入 田 沢	原池公民館	田沢1081番地3	51-5115	73	24
8	中 村	中村生活改善センター	田沢2376番地	51-5123	185	61
9	中 挾	中挾防災研修センター	田沢3486番地3	51-5106	229	76
10	下 奈 良 本	下奈良本ふれあいセンター滝の館	奈良本721番地	51-5124	144	48
11	入 奈 良 本	入奈良本コミュニティ防災センター	奈良本1770番地3	51-5118	164	54
12	沓 掛	沓掛コミュニティセンター	沓掛1236番地1	51-5109	147	49
13	夫 神	夫神公民館	夫神858番地	51-5116	178	59
14	細 谷	細谷公民館	夫神95番地	51-5125	172	57
15	殿 戸	殿戸区コミュニティセンター	殿戸425番地1	51-5107	154	51
16	青 木	義民の郷ふれあいセンター	田沢93番地7	51-5108	214	71
17	広域避難施設	青木村文化会館	田沢3252番地	49-2224	282	94
18	広域避難施設	青木小学校体育館	田沢92番地	50-5038	952	317
19	広域避難施設	青木中学校体育館	村松1840番地	50-5042	792	264
20	広域避難施設	青木村総合体育館	田沢3267番地	49-3485	1,479	493
21	広域避難施設	青木村保健センター	田沢111番地	49-0111	572	190
22	広域避難施設	青木村保育園	田沢3294番地	49-2063	1,200	400
23	広域避難施設	青木村図書館	田沢3273番地1	49-0071	600	200
24	広域避難施設	青木村老人福祉センター	田沢3231番地	51-2129	406	135
25	広域避難施設	青木村交流ハウス	田沢3231番地	50-5067	60	20
26	広域避難施設	ふるさと公園あおき	村松61番地1	—	11,600	3,866
27	広域避難施設	青木村総合グラウンド	村松152番地1	49-3422	1,800	600

災害の対策について

災害・医療

●青木村指定避難場所一覧  
●災害時に備えておくべきもの  
●緊急時・災害時連絡先

お問い合わせ



防災について…

総務企画課 庶務係

☎49-0111(代)

情49-0111



# 救急医療

## 救急医療

項 目	内 容
救急医療情報	24時間対応   救急医療システムで受診可能となっている医療機関をご案内します。(上田地域の医療機関) 病院へ出かける前に、電話で確認をお願いします。 31-0119 (川西消防署) ※休日緊急医についても、ご案内します。 ・長野県公式ホームページ「長野県広域災害・救急医療情報システム(ながの医療情報Net) <a href="http://www.qq.pref.nagano.lg.jp">http://www.qq.pref.nagano.lg.jp</a> こちらでも24時間病院を探すことができます。 (火事・救急・救助などの緊急の場合には、「119番」へお電話してください)

## 交通災害共済

項 目	内 容
名称	東北信市町村交通災害共済事務組合
交通災害共済とは	交通事故にあわれた方を救済するために、東北信22市町村が共同で行っている共済です。交通事故には十分ご注意ください、万が一の事故に備えてご加入ください。
見舞金の支払われる事故	・国内の道路上における運行中の自動車・バイク・乗用トラクター・自転車・車いす・小児用三輪車・シニアカー・電車等の、乗車中における事故(転倒含む)   ・歩行中に上記の車両と接触した等の事故。   ※加入期間中の事故が対象で、請求期限は事故日から起算して2年以内です。
支払見舞金	・死亡:200万円 ・入院1日当たり:2,000円 ・通院1日当たり:1,000円   ・基礎見舞金:2万円 ※傷害見舞金の支給限度額40万円   見舞金の支払いは、2日以上の入通院対象です。   基礎見舞金に入通院の金額を加算します。
加入資格	青木村に住民登録されている方   ※大学生などの被扶養者で就学の為自宅から離れて居住し、住所を移して出られている方も加入できます。
共済対象期間	対象年度の4月1日から翌年3月31日まで
掛金・加入方法	・一般(15歳以上) 400円 ・中学生以下 200円   ※青木村保育園の園児は保育園で全員加入します。(村で半額負担)   ・郵送されたハガキに必要事項を記入し掛金を添えて、<a href="#">信州うえだ農業協同組合の窓口</a>または、<a href="#">役場の会計室</a>で現金で納入してください。   (ハガキは毎年2月中旬に発送予定です)
途中加入について	年度途中でも加入は随時受け付けています。   加入基準日(4月1日)から3ヶ月を過ぎて加入する場合は、掛金が減額されます   7～9ヶ月(7月～) : 一般300円 ・ 中学生以下 200円   4～6ヶ月(10月～) : // 200円 ・ // 200円   1～3ヶ月(1月～) : // 100円 ・ // 100円   ※加入時期により掛金が減額されるため、7月以降は農協の窓口での加入はできません。掛金の納入場所は<a href="#">役場会計室のみ</a>となりますのでご注意ください。
交通事故が発生したら	交通事故にあった場合は、まずは警察に連絡をしてください。その後できるだけ早く役場の交通災害共済担当へ請求のご相談をしてください。   ※対象とならない事故もありますのでお問い合わせください

お問い合わせ



救急医療について…

総務企画課 庶務係

交通災害共済について…

総務企画課 企画財政係

☎ 情 49-0111

☎ 情 49-0111

# 青木村営バス「ふるさと号」について

## ●運行時間

平日のみの運行です。土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は運休日です。  
ただし、村のイベント時などは運休日でも臨時便を運行する場合があります。

## ●料金

区 分	料 金		備 考
	定時路線	フルデマンド	
一 般 (下 記 以 外)	200円	300円	
3 歳 未 満	無 料	無 料	
3歳以上の未就学児	100円	100円	父母等同伴は大人1人につき1人無料
小 学 生 ～ 高 校 生	100円	100円	障害者等は50円
無料利用者証保持者	無 料	100円	村内在住の70歳以上の方
障 害 者 等	100円	100円	

定期券	料 金		備 考
通園・通学	1カ月	2,000円	一定の距離以上の場合、村から補助があります
	3カ月	5,700円	
通 勤	1カ月	5,600円	
	3カ月	15,960円	

回数券	料 金
50円×11枚綴り	500円
100円×11枚綴り	1,000円
200円×11枚綴り	2,000円

### 販売窓口

- 定期券:役場
- 回数券:役場、バス車内、商工会

## ●フルデマンドバス利用方法

### ①事前に電話予約

予約受付期間:乗車日の1週間前9時から前日の17時まで(受付は平日のみ)

### 電話番号

フリーダイヤル▶0120-70-5057

情 報 電 話▶50-5057

※予約するときは、お名前、電話番号、乗降場所、ご利用を希望する時間をお伝えください。

※運転中のため電話に出ることができない場合があります。

フリーダイヤル▶着信履歴から折り返しご連絡しますのでお待ちください。

情 報 電 話▶留守番電話につながりますのでお名前と電話番号をお伝えください。

折り返しご連絡します。

### ②乗車する5分前までに指定の乗車場所で待機

### ③降車する時に料金を支払う

お問い合わせ



青木村営バス「ふるさと号」について…

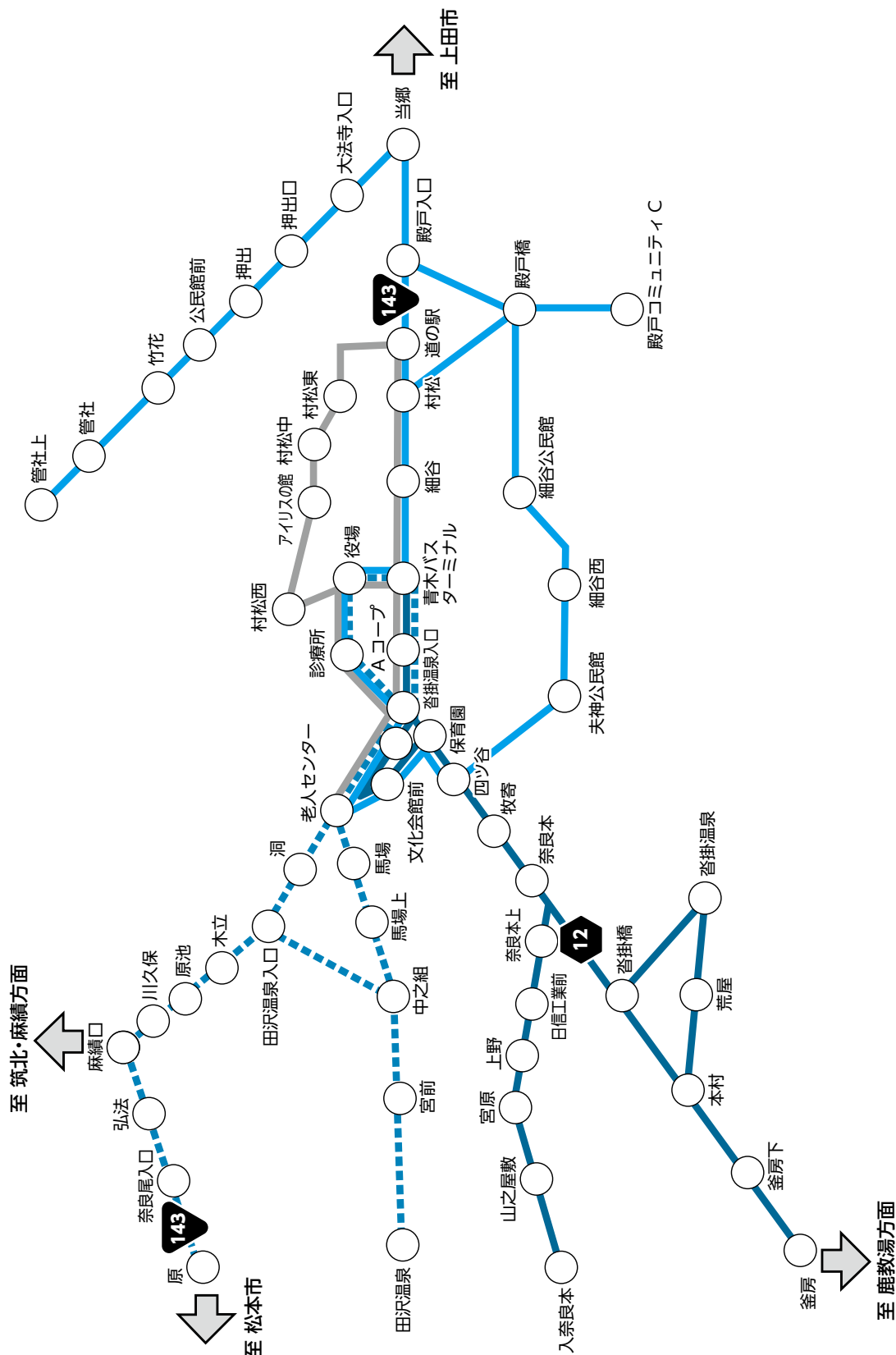
総務企画課 企画財政係

☎49-0111(代)

情 49-0111

# 定時路線バス 路線図

— A:入奈良本・釜房・沓掛方面   
 --- B:弘法・原池・洞・田沢方面   
 — C:管社・当郷・殿戸方面   
 — D:村松方面



お問い合わせ



青木村営バス「ふるさと号」について...

総務企画課 企画財政係

☎49-0111(代)

情 49-0111

A：入奈良本・釜房・沓掛方面					
便No.	A1	A2		A3	A4
車両	マイクロ	マイクロ	ワゴン	マイクロ	マイクロ
運行形式	定時定路	定時定路	デマンド	定時定路	定時定路
運行日	月～金	月～金	月～金	月～金	月～金
青木B T	7:20	8:11	午前9時30分から午後2時30分までは前日までの予約が必要なフルデマンド運行です	15:07	16:27
沓掛温泉入口	7:21	8:12		15:08	16:28
老人センター				15:09	16:29
保育園	7:22	8:13		15:10	16:30
四ツ谷	7:22	8:13		15:11	16:31
牧寄	7:24	8:15		15:13	16:33
奈良本	7:25	8:16		15:13	16:33
日信工業前	7:26	8:17			
上野	7:27	8:18			
宮原	7:28	8:19			
山之屋敷	7:29	8:20			
入奈良本	7:30	8:21			
山之屋敷	7:31	8:22			
宮原	7:32	8:23			
上野	7:33	8:24			
日信工業前	7:34	8:25			
沓掛橋				15:16	16:36
沓掛温泉				15:18	16:38
荒屋				15:19	16:39
本村	7:37	8:28		15:20	16:40
釜房下	7:40	8:29		15:20	16:40
釜房	7:40	8:29		15:21	16:41
釜房下	7:41	8:30		15:21	16:41
本村	7:42	8:31		15:22	16:42
荒屋	7:43	8:32			
沓掛温泉	7:45	8:34			
沓掛橋	7:46	8:35			
日信工業前				15:23	16:43
上野				15:24	16:44
宮原				15:25	16:45
山之屋敷				15:26	16:46
入奈良本				15:30	16:50
山之屋敷				15:31	16:51
宮原				15:32	16:52
上野				15:33	16:53
日信工業前				15:34	16:54
奈良本	7:48	8:38		15:35	16:55
牧寄	7:49	8:39		15:36	16:56
四ツ谷	7:51	8:41		15:38	16:58
保育園	7:51	8:41		15:38	16:58
文化会館前				15:39	16:59
老人センター				15:40	17:00
沓掛温泉入口	7:52	8:42		15:41	17:01
青木B T	7:53	8:44		15:42	17:02
接続					

C：管社・当郷・殿戸方面					
便No.	C1	C2		C3	C4
車両	マイクロ	ワゴン	ワゴン	マイクロ	マイクロ
運行形式	定時定路	定時定路	デマンド	定時定路	定時定路
運行日	月～金	月～金	月～金	月～金	月～金
保育園			午前9時30分から午後2時30分までは前日までの予約が必要なフルデマンド運行です	15:00	16:00
文化会館前				15:01	16:01
老人センター				15:02	16:02
青木B T	7:40	8:30			
Aコープ		8:30			
沓掛温泉入口		8:31		15:03	16:03
青木B T				15:04	16:04
老人センター					
保育園		8:33			
四ツ谷		8:34			
夫神公民館		8:34			
細谷西		8:37			
細谷東		8:38			
細谷公民館		8:39			
殿戸コミュニティC		8:41			
細谷(国道)				15:06	16:06
村松(国道)				15:06	16:06
道の駅				15:07	16:07
殿戸橋		8:43		15:08	16:08
殿戸コミュニティC				15:08	16:08
殿戸入口		8:45		15:09	16:09
当郷				15:10	16:10
大法寺入口				15:10	16:10
押出口		8:46		15:11	16:11
押出		8:47		15:12	16:12
公民館前		8:48		15:13	16:13
竹花		8:49		15:14	16:14
管社		8:50		15:15	16:15
管社上		8:53			
管社	7:50	8:54		15:17	16:17
竹花	7:52	8:55		15:18	16:18
公民館前	7:53	8:56		15:19	16:19

B：弘法・原池・洞・田沢方面					
便No.	B1	B2		B3	B4
車両	マイクロ	ワゴン	ワゴン	マイクロ	マイクロ
運行形式	定時定路	定時定路	デマンド	定時定路	定時定路
運行日	月～金	月～金	月～金	月～金	月～金
青木B T		7:58	午前9時30分から午後2時30分までは前日までの予約が必要なフルデマンド運行です	15:28	16:35
沓掛温泉入口		7:59		15:30	16:36
保育園				15:30	16:37
文化会館				15:31	16:38
老人センター		8:00		15:31	16:39
洞(国道)		8:00			
馬場				15:32	16:39
馬場上				15:33	16:40
中之組				15:34	16:41
宮前				15:34	16:41
田沢温泉				15:35	16:42
宮前				15:35	16:42
中之組				15:36	16:43
田沢温泉入口				15:37	16:44
木立				15:38	16:45
原池(国道)				15:41	16:48
川久保				15:42	16:49
麻績口				15:44	16:51
弘法				15:46	16:53
奈良尾入口				15:48	16:55
原	7:20	8:08		15:50	16:57
奈良尾入口	7:21	8:09			
弘法	7:23	8:11			
麻績口	7:24	8:12		15:54	
川久保	7:25	8:13		15:55	
原池(国道)	7:26	8:14		15:57	
木立	7:27	8:15		15:59	
田沢温泉入口	7:30	8:18		16:00	
中之組	7:31	8:19		16:01	
宮前	7:33	8:21		16:03	
田沢温泉	7:35	8:23		16:05	
宮前	7:35	8:23		16:05	
中之組	7:36	8:24		16:06	
馬場上	7:36	8:24		16:07	
馬場	7:37	8:25		16:07	
洞(国道)					17:04
老人センター	7:38	8:26		16:09	17:04
文化会館		8:27			
保育園		8:28			
沓掛温泉入口	7:39			16:11	17:05
診療所		8:29			
役場		8:29			
青木B T	7:40	8:30		16:12	17:06
接続	C1へ 直通運行	C2へ 直通運行			

C：管社・当郷・殿戸方面					
便No.	C1	C2		C3	C4
車両	マイクロ	ワゴン	ワゴン	マイクロ	マイクロ
運行形式	定時定路	定時定路	デマンド	定時定路	定時定路
運行日	月～金	月～金	月～金	月～金	月～金
押出	7:53	8:56	午前9時30分から午後2時30分までは前日までの予約が必要なフルデマンド運行です	15:19	16:19
押出口	7:54	8:57		15:20	16:20
大法寺入口	7:55	8:58		15:21	16:21
当郷	7:56	8:59		15:22	16:22
殿戸入口	7:58	9:01		15:23	16:23
殿戸橋	8:01				
殿戸コミュニティC	8:03				
殿戸橋	8:05				
道の駅		9:03		15:24	16:24
村松(国道)	8:07	9:04		15:25	16:25
細谷(国道)	8:07	9:04		15:25	16:25
青木B T	8:11	9:07		15:28	16:28
Aコープ		9:07			
役場		9:08			
診療所		9:08			
老人センター		9:10			
接続	A2へ 直通運行			B3へ 直通運行	

D：村松方面		
便No.	D1	ワゴン
車両	ワゴン	ワゴン
運行形式	定時定路	デマンド
運行日	月～金	月～金
青木B T	8:48	午前9時30分から午後2時30分までは前日までの予約が必要なフルデマンド運行です
細谷(国道)	8:49	
村松(国道)	8:49	
道の駅	8:49	
村松東	8:52	
村松中	8:55	
アイリスの館	8:57	

D：村松方面		
便No.	D1	ワゴン
車両	ワゴン	ワゴン
運行形式	定時定路	デマンド
運行日	月～金	月～金
村松西	8:58	午前9時30分から午後2時30分までは前日までの予約が必要なフルデマンド運行です
青木B T	9:01	
Aコープ	9:01	
役場	9:02	
診療所	9:02	
老人センター	9:04	
接続		

# 情報電話に関すること

青木村では情報告知端末機を導入し、有線サービスの提供を行っています。この端末機では定額通話や、村や地区からのお知らせを受信することができます。詳しい操作につきましては、通信サービスご利用者のお宅に配布されております。『「情報告知端末機」ご利用ガイド電話番号簿』をご覧ください。

## 利用金額について

- ①加入負担金(初期費用) 50,000円  
※加入負担金の他に別途工事代がかかります。
- ②サービス利用料 月額1,500円  
※年6回(2か月に1回)の納入

## 広告・宣伝通信手数料の金額

区 分		放送・配信形態	金 額
放送手数料	加 入 者	音声放送（１回あたり）	1,000円
		映像による文字・静止画配信（１日）	2,000円
		映像による文字・動画配信（１日）	3,000円
	未加入者	音声放送（１回あたり）	2,000円
		映像による文字・静止画配信（１日）	4,000円
		映像による文字・動画配信（１日）	6,000円
放送映像制作 手数料		静止画制作	2,000円
		動画製作（映像放送用）	実費相当額

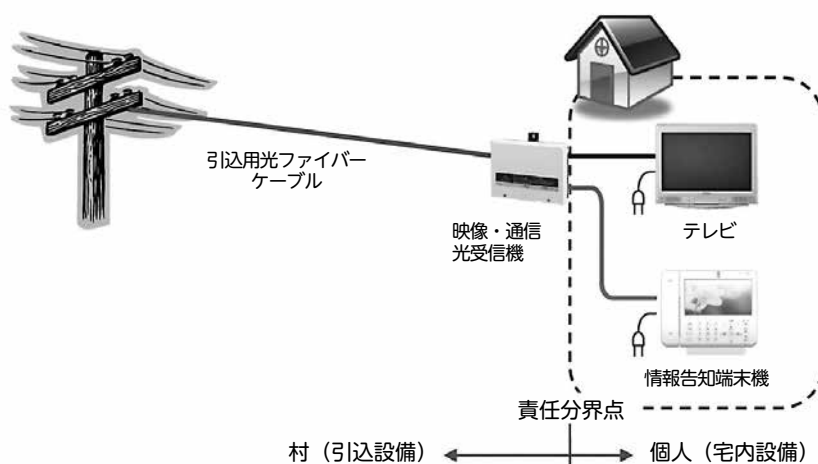
## 引込設備および宅内設備の維持・管理区分

維持・管理の責任分界点は、映像・通信光受信器(V-ONU・D-ONU)の映像出力コネクタ(F接栓)および通信入力コネクタ(8ピンモジュラー)です。

引込設備までを村が維持・管理し、宅内設備は原則として加入者が維持・管理することになっています。

宅内設備の中でも情報告知端末機や光受信機用電源は、村からの貸出品ですので、これらについては村が維持・管理いたしますが、故意または過失により損傷した場合は、原状回復の費用をご負担いただく場合があります。

また、新規工事や移設工事に対する費用は、全額個人負担となります。



お問い合わせ

情報電話について…

青木村高速情報通信センター

☎49-2106(代)

情 49-2106





# 村の補助制度

村では住民の皆さんを対象とした各種補助制度を整備しています。  
主な補助制度をご紹介しますので、積極的なご活用をお願いします。

## 総務企画課 お問い合わせ TEL・情 49-0111

### ①青木村村民活動支援事業

村内の団体が、自主的に行う広域的な村づくりを支援するため、それらの団体が実施する事業に対して、20万円を上限にその経費の一部を補助するものです。

### ②青木村チャイルドシート購入補助金

6歳未満の子どものいる保護者がチャイルドシートを購入した場合、購入金額の1/2以内、上限1万円を補助します。

ただし、子ども1人につき1回限りで、申請の期間は購入後原則3か月以内とします。

### ③青木村住宅用太陽光発電設備等導入補助金

対象システム	補助額
太陽光発電設備	16,000円/KW (上限100,000円)
定置型蓄電設備	購入費用※の10% (上限100,000円)

### ④青木村高齢者等運転免許証自主返納者補助金

運転免許証を自主返納した村内に住所を有する満65歳以上の方、その他村長が必要と認める方へ1人につき1回限り1万円を支給します。

### ⑤青木村特殊詐欺等被害防止対応機器設置補助金

村内に住所を有する満65歳以上の方が属する世帯で、特殊詐欺等の被害防止機能のついた電話機を設置した場合、購入金額の1/2以内、上限5千円を補助します。

ただし、上記対象者が属する世帯につき1台までとします。

### ⑥青木村自転車用ヘルメット購入補助金

村内に住所を有する高校生以上の方が、SGマーク・CEマークの安全基準に適合したヘルメットを購入した場合、購入金額の1/2以内、上限3千円を補助します。

ただし、1人につき1回限りで、申請の期間は購入後3か月以内とします。

お問い合わせ

村の補助制度について…

総務企画課

TEL 49-0111



## 商工観光移住課 お問い合わせ TEL49-0111 情49-3131

### ①青木村定住促進応援補助金

51歳未満の者が定住を目的に、住宅の新築、購入、改築、土地の購入等に係る借入金等の額の5% (100万円限度、補助対象面積は500㎡を限度)を村が補助する事業です。

### ②住宅リフォーム工事補助

村内の経済の活性化と住民の皆さんの住環境の向上を図るため、青木村住民と村内事業者との契約に基づく住宅リフォーム工事について、対象経費の10分の2以内、上限20万円まで補助金を交付しています。

対象・対象外の工事については下記のとおりです。

対 象 工 事	村内事業者が施工する住宅の増築、改築、給排水衛生設備の工事、バリアフリーや耐震改修工事など（他の補助制度により、対象外となる場合があります）
対 象 外 工 事	車庫や物置、事務所の工事、工事を伴わない設備機器や備品の購入、外構工事など

## 建設農林課 お問い合わせ TEL49-0111 情49-3131

### ①獣害予防施設設置補助事業

獣害による農作物への損害に対する経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において被害予防施設の設置に要した費用に対して補助します。

金網、電気柵等の設置に要した経費が2万5千円以上の場合で、設置に要した経費の30%以内の補助率となります。

ただし、他の事業による助成を受けて施設を設置した場合は補助金交付の対象となりません。

### ②農業機械レンタル事業

村内の農地において、営農や遊休荒廃地の解消等の利用の為に、青木村農業支援センターが管理する農業機械を貸出すことにより、農業者の農業機械所有負担の軽減を図ることを目的に、低廉な利用料で農業機械をレンタルする事業です。（レンタル可能な農機具は以下のとおりです）

農機名	トラクター (要大特免許)	乗用 草刈機	歩行 草刈機	畦畔 草刈機	マルチャー	堀上機	半自動 野菜 移植機	管理機	バックホー (講習等修了 者対象)	竹粉碎機 (講習会修了 者対象)
能力・ 畝幅等	34馬力 ロータリー幅 180cm アタッチメント 数種類有	21馬力 平場用 刈高 10~18cm	8馬力 平場用 刈高 ~3cm	刈幅50cm 刈高 ~7.5cm	マルチ畝幅 80~35cm 畝高 5~10cm	5.9馬力 堀上幅55cm 堀上深10cm	畝高 5~35cm ブロッコリー、 レタス キャベツ、 ハクサイ セル苗対応	6.3馬力 正転逆転 ロータリー 作業幅50cm	18.9馬力 バケット幅 50cm	25.2馬力 処理可能径 18cm 竹切チェーン、 集塵機有
燃料	軽油	ガソリン	ガソリン	混合ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	軽油	軽油
料 金	半 日	2,000円	2,000円	1,500円	500円	500円	500円	500円	5,000円	3,000円
	1 日	4,000円	4,000円	3,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円		

※完全予約制、半日単位から借りられます。その他詳細・予約については、お問い合わせください。

お問い合わせ 村の補助制度について…



商工観光移住課

建設農林課

☎49-0111(代)

☎49-0111(代)

情49-3131

情49-3131

### ③青木村6次産業フロンティア支援金事業

青木村では第6次産業(農業者が農畜産物の生産から、食品化、流通・販売まで総合的に関わること)を推進しています。

この6次産業に取り組まれる農業者の方を対象に、下記の補助制度を設けていますので、積極的にご活用ください。

支援対象となる事業	新たに事業を実施しようとする村民又は団体等のうち、事業実施が確実に見込まれるものかつ、商品化の可能性が高く、将来収益性が高いと判断できるもの
支援金額	上限 年額 30万円 ※最大2カ年とする。
支援対象経費	開発又は開発のための研究に要する経費。 (材料費、教材費、視察旅費など) ※食料費、人件費、謝礼や経常経費、備品購入の費用は支援の対象にはなりません。

※上記の補助を活用される場合は、事業を実施する前に建設農林課までお問い合わせください。

### ④青木村住宅用雨水貯留施設設置補助金

雨水を有効利用するとともに、雨水流出を抑制する「流域治水」の取組みを推進するため、村内に住所・住宅を有する方で、自らが居住する住宅に雨水貯留施設(雨水タンク)を設置する場合、下記のとおり設置費用の一部を補助します。

ただし、1つの住宅につき1基を限度とし、設置前に申請が必要となります。

容 量	補 助 率	上 限 額
100ℓ以上 500ℓ未満	設置経費の2/3以内	25,000円
500ℓ以上		50,000円

### ⑤青木村薪・ペレットストーブ購入補助金

木質バイオマスストーブ(薪・ペレットストーブ)の利用を推進するため薪・ペレットストーブの購入経費の一部を助成します。

村内に住所・住宅を有する方で、自らが居住する住宅に薪・ペレットストーブを購入した場合、いずれも購入金額の1/2以内、上限5万円を補助します。

## 住民福祉課 お問い合わせ TEL49-0111 情49-3132

### ①不妊症・不育症治療費給付金制度

不妊症・不育症に関する治療(検査費を含む)に対し、給付金を交付します。交付対象者は村内に居住する戸籍法による夫婦で、給付の限度額は1年間に30万円。支給総額で100万円までです。

ただし、県で実施する給付金の交付を受けられる場合は、その額を控除した額となります。

### ②生ごみ処理槽設置補助金及び生ごみ処理機購入補助金

生ごみ処理機購入の場合、購入費を補助します。

ただし、年間1回限りの申請で事業所用は対象外となります。

対象経費	補助金額等
生ごみ処理槽設置に要する経費	1台につき自己負担額は1,000円 1台の補助金額の上限は10,000円
生ごみ処理機購入に要する経費	1台につき4分の3を補助 1台の補助金額の上限は50,000円

お問い合わせ 村の補助制度について…



建設農林課

住民福祉課

☎49-0111(代)

☎49-0111(代)

情49-3131

情49-3132

## ③人間ドック等補助金

生活習慣病の早期発見・早期治療を行い、村民の健康の保持増進を図るため、健康診断を受けていない方で、人間ドック又は脳ドックを受診する者に対し、その検査費用の一部を補助しています。

ただし、被用者保険に同様の補助金があった場合は被用者保険の補助金を優先していただきます。

種 類	補助額	対象年齢
1泊2日人間ドック	25,000円	受診日時点での年齢が35歳以上の方
日帰り人間ドック	15,000円	
脳 ド ッ ク	15,000円	受診年度内に35・40・45・50・55・60・65・70・75歳になる方

## ④季節性インフルエンザ予防接種の費用助成

生後6か月～中学3年生のお子さんのインフルエンザの予防接種費用の一部(1人3,000円まで)を助成します。感染・重症化予防にご活用ください。

# 地域包括支援センター お問い合わせ TEL49-0111 情49-1110

## ①寝たきり高齢者等紙おむつ補助制度

要介護者(介護度1～5)を在宅で介護している世帯で、紙おむつ及び尿とりパッドを使用している方への補助制度があります。

*在宅介護分のみです。老健施設入所、病院入院時等の使用分は該当しません。

申請には、領収書の写し、振り込み先の口座番号が必要です。

世帯住民税課税・非課税で補助金額の上限が変わります。

## ②青木村訪問理美容サービス事業

村内に住所があり、次の1)～3)のすべてに当てはまる方が対象となります。

ただし、身体状況等によりご利用いただけない場合もあります(散髪、カット料金は利用者の負担となります)。

- 1) 介護保険の認定が要介護3以上のおおむね65才以上の高齢者等
- 2) 理美容院に出向くことが難しい方
- 3) ご自宅で生活されている方(ショートステイや施設利用中、入院中は利用できません)

いずれの補助も令和4年4月1日時点のものになります。

制度が見直される場合もありますので、補助金を活用される前に必ずお問い合わせください。

お問い合わせ **村の補助制度について…**



住民福祉課

☎49-0111(代)

情49-3132

地域包括支援センター

☎49-0111(代)

情49-1110

# 議会・選挙・情報公開・男女共同参画・広報

## 議会 お問い合わせ・・・議会事務局 49-0111

村議会は、住民を代表する機関として、住民自治の理念に基づき、村長（執行機関）と対等な立場で重要な施策の審議、決定を行う機関です。

青木村の村議会議員の定数は、10名(任期4年)です。

### ●請願と陳情

請願は、村政等に関する皆さんの要望について、議員の紹介を経て議会に提出するものです。その内容を審議し、議会は採択か不採択かを決定する機関です。

陳情は、請願に準じて取り扱われます。議員の紹介の必要はありません。

### ●本議会及び委員会の傍聴

本議会及び委員会はどなたでも傍聴できます。傍聴を希望される方は傍聴受付簿にご記入のうえ、傍聴願います。

## 選挙 お問い合わせ・・・選挙管理委員会事務局 49-0111

選挙の投票日や期日前投票の日時、場所については、広報などでお知らせします。不明なことについては、お問合せください。

## 情報公開制度

「情報公開制度」「個人情報保護制度」は、村民の皆さんの村政への理解と信頼を深めていただくとともに、公正で透明な村政を行うものです。

項 目	内 容
情報公開制度	村民の知る権利を保障するため、村の保有する情報について、村民からの請求によって、公開する制度です。
個人情報保護制度	村が取り扱う個人情報について必要な事項を定め、個人の権利利益を保護するとともに、本人からの個人情報の開示等を求める権利を保障する制度です。

## 男女共同参画 お問い合わせ・・・住民福祉課 49-3132

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる文化における活動に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現に向け施策を展開しています。

## 広報活動 お問い合わせ・・・総務企画課 49-0111

項 目	内 容
広報あおき	村政に関する情報やお知らせを掲載した村の広報誌「広報あおき」を毎月発行。自治会を通じて配布しています。(文化会館・図書館等の公共施設等にも置いています)
ホームページ	村の情報をホームページでご覧いただけます <a href="http://www.vill.aoki.nagano.jp/">http://www.vill.aoki.nagano.jp/</a>
メール配信	災害情報などの緊急情報等を携帯電話などの情報端末にてメールでお知らせします。
情報電話	村のお知らせ、緊急情報などを音声と画面にてお知らせしています。

お問い合わせ



議会・選挙・情報公開・広報・広聴について…

総務企画課

男女共同参画について…

住民福祉課

☎ 49-0111

☎ 49-0111(代)

情 49-3132



# 社会福祉法人 青木村社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする、営利を目的としない民間組織です。

子どももお年寄りも、障害のある方もない方も、みんなが安心し、生きがいのある生活をおくれる、支えあいのまちづくりをめざし、地域の皆さんや福祉・保健・医療の関係者の方々、ボランティアなどの協力をいただき、行政機関とも連携・共同しながら地域住民が主体となって行う「地域福祉」の手助けをするため運営されています。

## 主な活動内容について

### (1)福祉団体育成推進事業

地域福祉の推進と、地域住民のニーズにより、福祉団体の育成と活動の推進をしています。

(高齢者クラブ連合会・身体障がい者福祉協会・遺族会・ボランティアの会・赤十字奉仕団)

### (2)相談事業

日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行っています。

- |                           |              |
|---------------------------|--------------|
| ①心配ごと相談…年4回               | 13時～16時      |
| ②法律相談…弁護士・司法書士無料相談(年4回ずつ) | 13時～15時(要予約) |
| ③結婚相談…毎月第3日曜日             | 13時～16時      |
| ④身体障がい者相談…年5回             | 13時～15時      |

※日時等につきましては、広報あおきや情報告知端末にて随時お知らせいたします。

### (3)地域福祉権利擁護あんしんネットワーク事業(権利擁護)

基幹的社協(上田市社協)の専門員と本人及び福祉関係者(村役場福祉係・地域包括支援センター職員等)との相談により支援内容を検討し、社協が委嘱する支援員がお手伝いをしています。

#### 支援内容

日常生活に必要な預貯金の出し入れや預かり・公共料金、家賃、医療費の支払いなどのお手伝い。

※支援員のサービス料がかかります。

### (4)生活福祉資金貸付事業

低所得者世帯及び高齢者・身体障害者世帯に対する経済的自立と、生活意欲の助長促進並びに社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

お問い合わせ



(社)青木村社会福祉協議会 ☎・Fax49-2129

〒386-1601 小県郡青木村大字田沢3231(老人福祉センター内)

## (5)日本赤十字社に関すること

日本赤十字社は日本赤十字法という法律に基づいて設置された法人であり、国際活動や医療事業、社会福祉事業に取り組んでいます。社協ではこの活動の支援・強化に努めています。

なお、毎年5月の赤十字月間には、区長さんを通じて村民の皆さんに500円以上の活動資金のご提供をお願いしております。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## (6)共同募金事業

①赤い羽根共同募金……10月1日～12月31日

②歳末たすけあい募金…12月1日～12月31日

これらの募金は県内の社会福祉のために使われます。

同募金について、ご理解とご協力をお願いいたします。

※募金額の約70%が村に配分され、地域の福祉事業に使われます。

## (7)福祉車輛(移送車)貸出事業

外出が困難な高齢者や障害者の通院等の移送サービスとして、車椅子付車輛の貸し出し(有料)を行っています。

### 利用料

村内1往復につき 300円

村外1往復につき 600円(※上小地域内に限ります。)

※使用可能時間は原則として8時30分から17時00分までとなります。

## (8)地域住民支え合い事業

ひとり暮らしや高齢者世帯が増えるなか、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域での支え合い事業を進めています。(地域支え合い事業連絡会事務局)

お問い合わせ



(社)青木村社会福祉協議会 ☎・Fax49-2129

〒386-1601 小県郡青木村大字田沢3231(老人福祉センター内)

# 青木村のイメージキャラクター 「アオキノコちゃん」の使用について

平成23年11月に、青木村のイメージキャラクター「アオキノコちゃん」が誕生しました。青木村の魅力・特産物等のPRのため、ぜひアオキノコちゃんをご活用ください。

## (1) デザインの使用について

- ①基本デザインは図柄を変更することなく使用してください。
- ②青木村およびアオキノコちゃんの品位を傷つけるような使用はしないこと。
- ③特定の個人、政治、思想もしくは宗教活動には使用できません。
- ④商標登録出願はしないでください。
- ⑤使用は無料で使用期間は3年間で更新は妨げないものとします。

～使用方法事例～

商品パッケージへの使用、名刺への使用、会社・団体ホームページへの使用など

## (2) 着ぐるみの使用について

アオキノコちゃんの着ぐるみも無料で貸し出しをします。

- ①青木村の業務・イベント等の支障を及ぼさない範囲でお貸しします。
- ②貸し出し期間は、貸し出し日及び返却日を含めて7日以内です。
- ③貸し出し希望日の1週間前までにお申し込みをしてください。
- ④着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により補修またはクリーニングを行ってください。

※その他の詳細及び、使用申請書、アオキノコちゃんのデザインは村のホームページからも取得できます。

## 電話番号一覧表

青木村役場	☎49-0111	青木小学校	☎・情49-2009
総務企画課	情49-0111	青木中学校	☎・情49-2028
税務会計課	情49-0111	青木村教育委員会・公民館	☎・情49-2224
建設農林課・商工観光移住課	情49-3131	青木村児童センター	☎・情49-0090
住民福祉課	情49-3132	青木村図書館	☎・情49-0071
地域包括支援センター	情49-1110	青木の森別荘管理事務所	☎・情49-3789
青木村保健センター	☎49-0111 情49-3132	青木村郷土美術館	☎・情49-3838
青木村高速情報通信センター	☎・情49-2106	青木村警察官駐在所	☎・情49-2030
青木村社会福祉協議会	☎・情49-2129	川西消防署	☎・情31-0119
青木村保育園	☎・情49-2063		

お問い合わせ

「アオキノコちゃん」の使用について…

商工観光移住課

☎49-0111

情49-3131



# アオキノコちゃんポーズ集



オリジナル



おんせん



お蕎麦



義民たいこ



のぼり持ち



パラグライダー



お医者さん



美術館



鯉のぼり



盆踊り



紅葉



もちつき



読書



家庭科 / 料理



水泳



受験勉強



ウエディング



赤ちゃん



ごみひろい

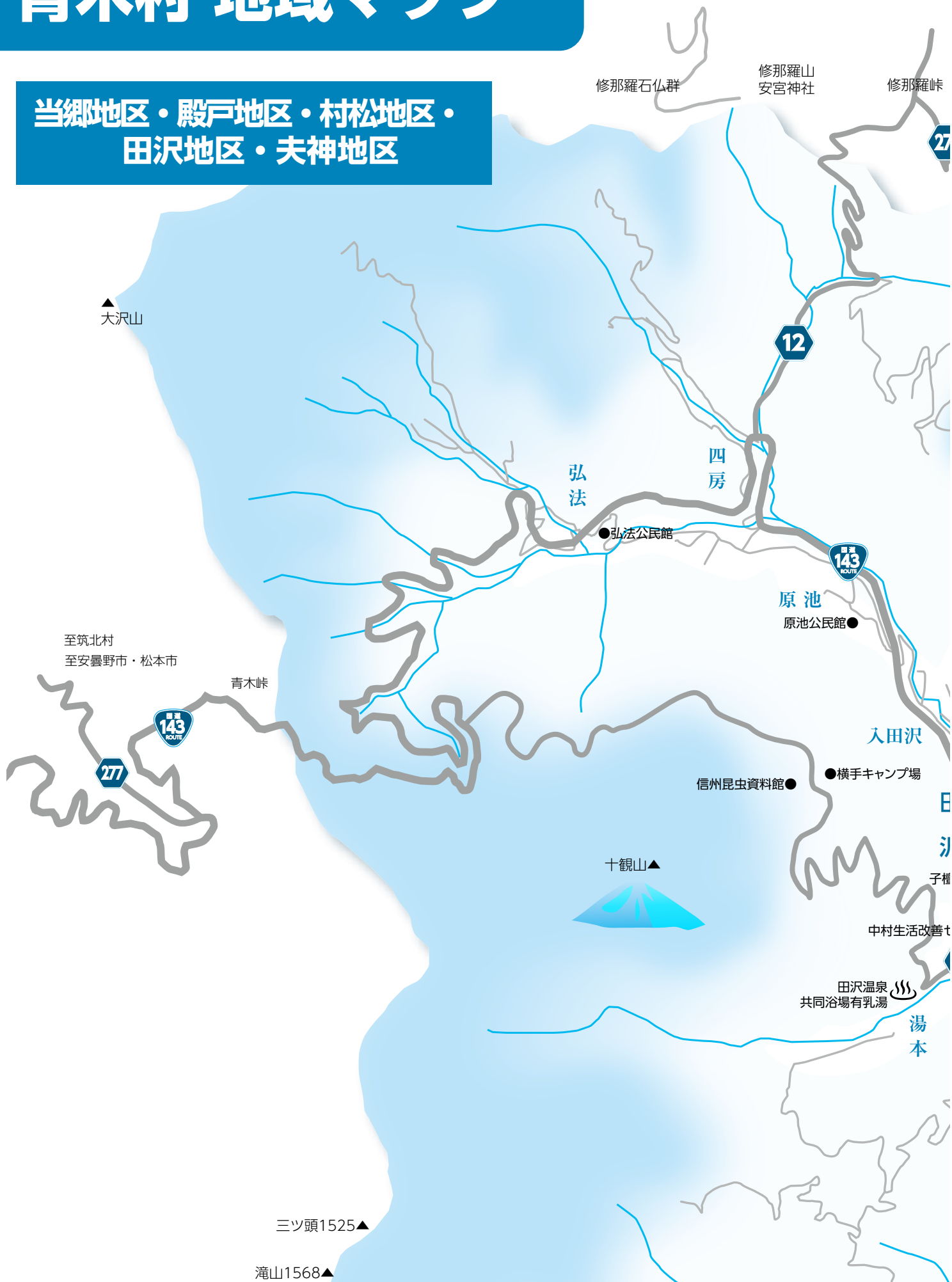
アオキノコちゃんの使用について／電話番号一覧表

その他  
行政のこと

この他に全100種を超えるポーズがあります。詳しくは左記お問い合わせ先までお問い合わせください。

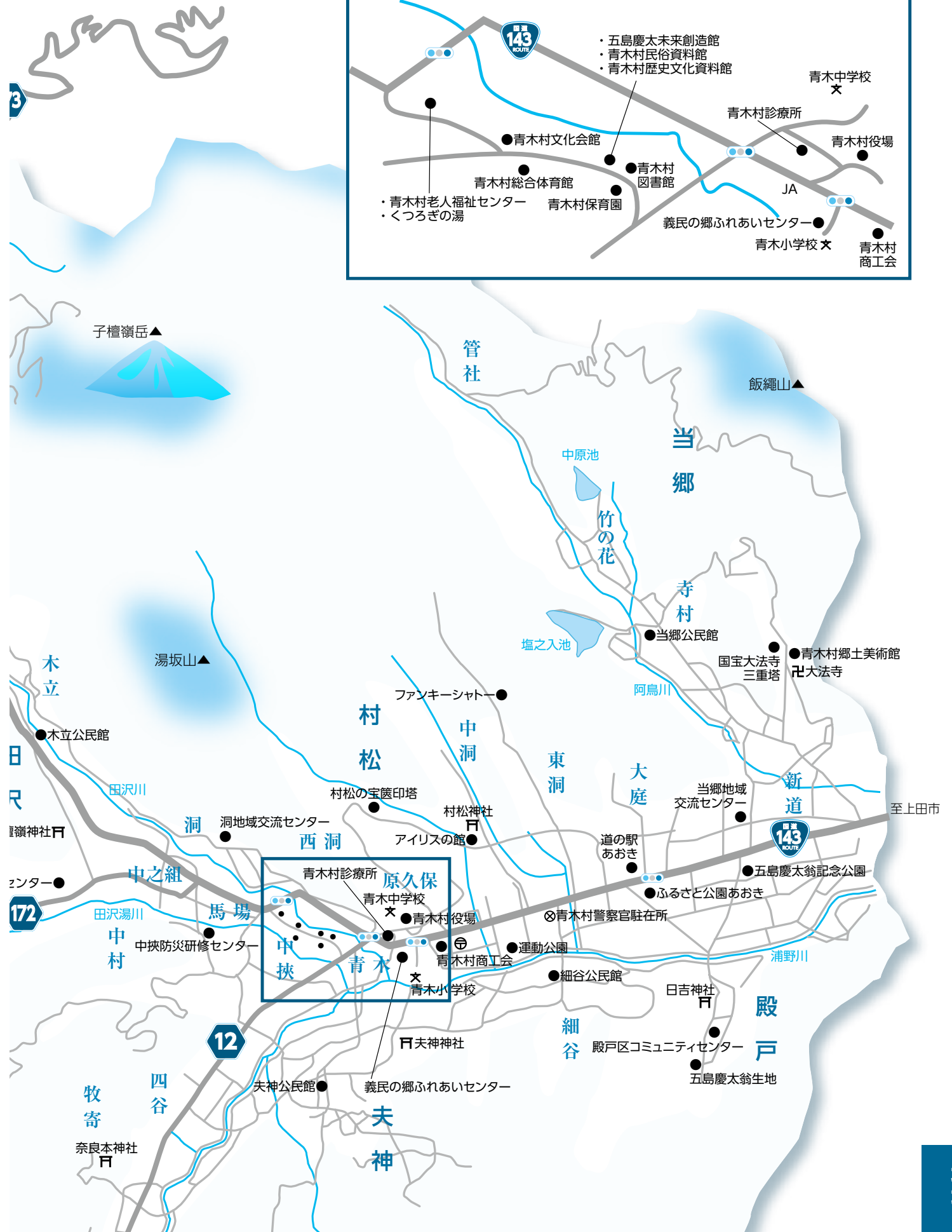
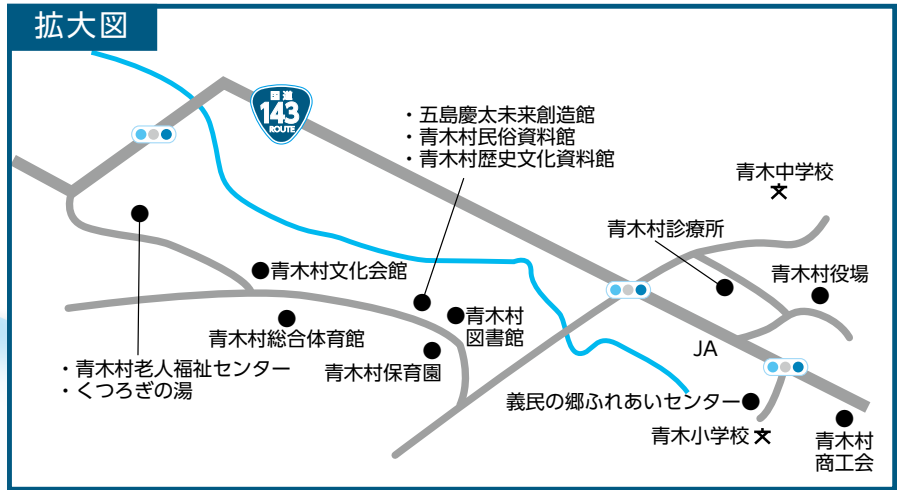
# 青木村 地域マップ

当郷地区・殿戸地区・村松地区・  
田沢地区・夫神地区

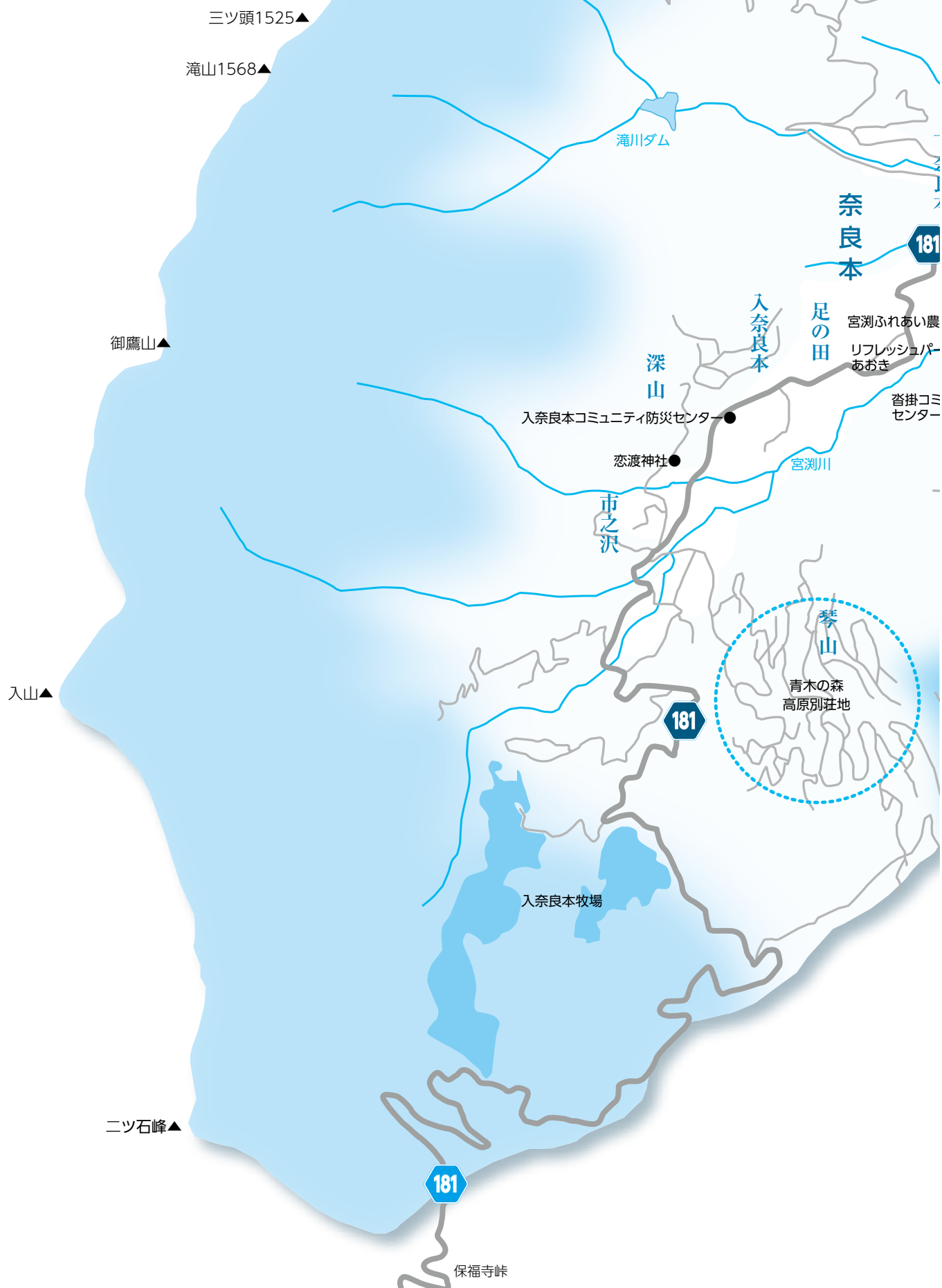


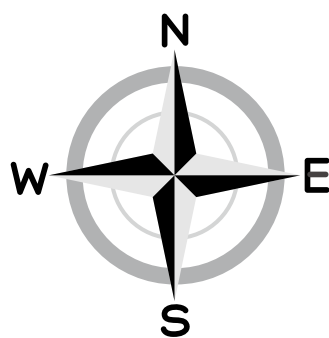


## 拡大図



## 夫神地区・奈良本地区 沓掛地区





# *Memo*

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 信州青木村 暮らしの便利帳

---

発行日 2022年4月

発 行 青木村

印 刷 中澤印刷株式会社



